

The JTCCM Journal

財団法人
建築材試験センター

建材 試験

<http://www.jtccm.or.jp>

情報

新春特集

建築物の性能表示 時代来る!

1 Jan.
2001 vol.37





この世に雨の、 降るかぎり。

自然が私たちに雨と光を与えてくれる限り、
 今日もどこかで新しい生命が芽生えます。
 私たち日新工業の防水材料も、
 人々が快適な暮らしを望む限り、
 建築と共に今日もどこかで生まれています。
 多様化する都市空間の生活環境づくりにおいて、
 日新工業はつねに新しいトレンドを見据え、
 時代のニーズにフレキシブルに応える
 防水材料・工法を開発しつづけています。



アスファルト防水

合成高分子
シート防水

塗膜防水

改質
アスファルト防水

土木防水

シングル葺き



総合防水メーカー

<http://www.nisshinkogyo.co.jp>

日新工業株式会社

営業本部 〒103-0005/東京都中央区日本橋久松町9-2 ☎03(5644)7211(代表)

本社 ☎03(3882)2424 (代表)	名古屋 ☎052(933)4761 (代表)
札幌 ☎011(281)6328 (代表)	金沢 ☎076(222)3321 (代表)
仙台 ☎022(263)0315 (代表)	大阪 ☎06(6533)3191 (代表)
春日部 ☎048(761)1201 (代表)	高松 ☎087(834)0336 (代表)
千葉 ☎043(227)9971 (代表)	広島 ☎082(294)6006 (代表)
横浜 ☎045(316)7885 (代表)	福岡 ☎092(451)1095 (代表)



ミズ太郎

厳しい条件、なんのその。

耐久性

微細な気泡は耐凍害性を向上させ、アルカリ骨材反応による膨張性を抑制します

無塩化物

有害な塩化物を
含んでいないため、
鉄筋の錆の心配が
ありません

ポンプ圧送性

スランブや空気量の
経時変化が少ないので
ポンプ圧送性を改善します

ワーカビリティ

同じスランブのほかの
コンクリートに比較して
最高の作業性を発揮します

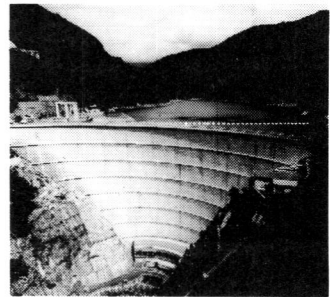
経験と技術が生きる山宗化学のコンクリート混和剤。

AE減水剤

ヴァンソル80

硬練・ポンプ用
AE減水剤

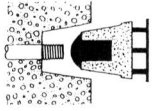
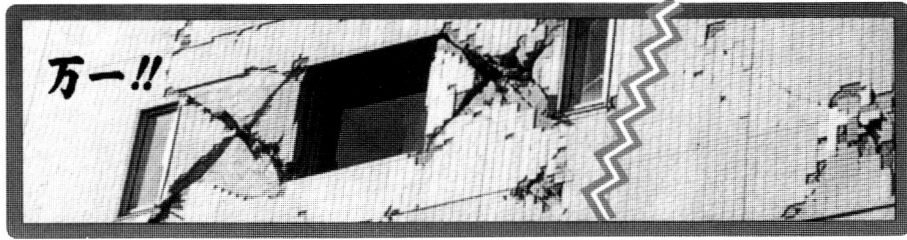
ヤマソー80P



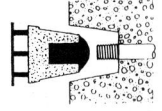
山宗化学株式会社

本社 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-25-5 ☎総務03(3552)1341
 東京営業所 ☎営業03(3552)1261
 大阪支店 〒530-0041 大阪市北区天神橋3-3-3 ☎06(6353)6051
 福岡支店 〒810-0012 福岡市中央区白金2-13-2 ☎092(521)0931
 札幌支店 〒060-0809 札幌市北区北九条西4-7-4 ☎011(728)3331
 広島営業所 〒730-0051 広島市中区大手町4-1-3 ☎082(242)0740

高松営業所 〒761-8064 高松市上之町2-9-30 ☎087(869)2217
 富山営業所 〒930-0009 富山市神通町1-5-30 ☎0764(31)2511
 仙台営業所 〒980-0004 仙台市青葉区宮町3-9-27 ☎022(224)0321
 東京第2営業所 〒254-0016 平塚市東八幡3-6-22 ☎0463(23)5535
 工場 平塚・佐賀・札幌・大阪



外壁タイル・剝落防止付 Pコン穴処理栓



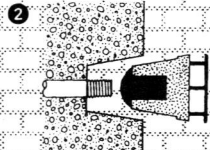
安全

ジョイントコン®

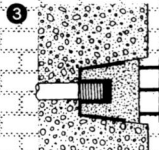
第一



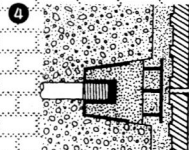
① ホンド盛付



② 押圧する



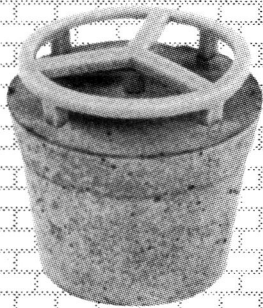
③ 埋設完了



④ モルタル・タイル張り付け

Pコン穴埋設処理と同時に剝落防止のダブル効果

タイル外壁、剝落事故の多くは
モルタル下地とコンクリート躯体との界面で、剝離→落下
この剝落防止効果として、開発された **ジョイントコン®**



★ジョイントコン工法は、

埋め込まれているナイロン筋が下地モルタルに深く食い込みナイロン樹脂の特性である耐アルカリ性・耐久性、そして変形追従性を発揮し剝落を防ぎます。

詳しい資料・サンプルのご請求は…… TEL03-3383-6541(代) FAX03-3383-8809

製造元
JB 日本ビック株式会社

建材試験情報

2001年1月号 VOL.37

目次

巻頭言

21世紀の開幕にあたって／大高英男5

新春特集：建築物の性能表示時代来る！

- ◆住宅品質確保促進法の目的と概要／真鍋 純8
- ◆技術力と、透明な「第三者性」こそ評価検査機関を発展させる／鈴木崇英20
- ◆激動の2000年を振り返ると…／佐伯智寛26
- ◆建築物の性能評価と建材試験センターの役割／仲谷一郎30
- ◆進化する組織を目指して／藏 真人36
- ◆性能評価事業等のご案内39

連載

性能規定時代を読む

さえきくんコーナー (Vol. 13)47

21世紀のニーズに対応した建築と住宅の実現に向けて

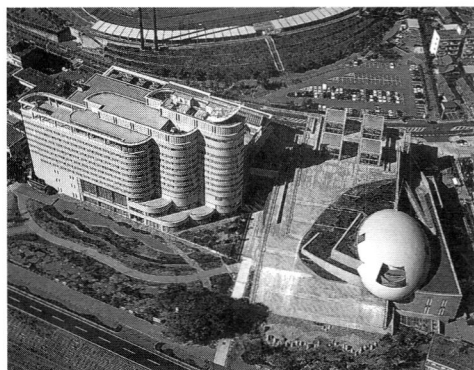
建築と住宅の性能評価に関するQ&A (Vol. 1)53

建材試験センターニュース56

情報ファイル60

年間総目次62

あとがき64



改質アスファルトのパイオニア

タフネス防水

わたしたちは、
高い信頼性・経済性・施工性と
多くの実績で
期待に応え続けています。



昭和シェル石油株式会社

昭石化工株式会社

●本社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-11-2 TEL(03)3320-2005

—スガの“技術と品質”信頼の証し—
JCSS (計量法光認定事業者) 認定番号 0085 2000.2.23 通産大臣認定

最新鋭の耐候(光)試験機・腐食試験機

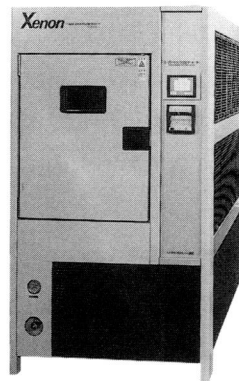
メタリングバーチカルウェザーメーター 世界初! 垂直型メタリングランプ



MV3000

- 自製垂直メタリングランプ3kW
- 超促進試験を実現
- 放射照度300~1000 W/m² (300~400nm)
- 試料は垂直回転で均一露光
- 水平型メタリングランプ6kWタイプもあります。

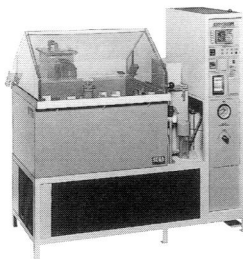
スーパーキセノンウェザーメーター 優れた相関性と促進性



SX75

- 自製キセノンランプ7.5kW
- 優れた相関性と促進
- 放射照度48~200 W/m² (300~400nm)
- 自動車業界の標準
- 12kWタイプもあります。

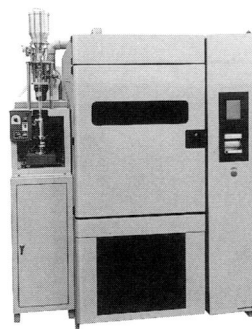
複合サイクル試験機 優れた実用との相関



CY90

- JIS, ISO (案), 自動車規格等に対応
- 「噴霧ロス防止噴霧塔」で噴霧粒子・分布均一
- 透明上蓋 (2重断熱構造) で内部観察容易

耐候吹付汚染促進試験機 屋外暴露の汚染を再現



DT-DX

- 建材試験センター規格JSTM J7602対応
- 光照射が可能な汚染促進耐候試験機
- 懸濁水流下汚染試験機もあります。

《関連製品》 サンシャインウェザーメーター・オゾンウェザーメーター・ガス腐食試験機・燃焼性試験器
 平面摩耗試験機・分光測色計・微小面分光測色計・光沢計・ヘーズメーター・写像性測定器



スガ試験機株式会社

本社・研究所 160-0022 東京都新宿区新宿5丁目4番14号 TEL03(3354)5241 TEL03(3354)5275
 支店 名古屋☎052(701)8375・大阪☎06(6386)2691・広島☎082(296)1501

21世紀の開幕にあたって

(財)建材試験センター 理事長 大高英男



新年おめでとうございます。21世紀の年頭にあたって謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新たな世紀へと時代が移りゆく中で、社会の成熟化、高齢化、国際化、情報化等が進展するとともに、環境、エネルギー問題等があり、社会の構造的改革が求められております。その一環として、中央省庁の再編成、国立研究機関等の独立行政法人化が行なわれようとしております。

また、国内各所において、コンクリート構造物や住宅等に欠陥問題が発生して、マスコミにも広く取り上げられ社会問題にもなっております。さらに、いわゆるシックハウス問題も関係省庁やマスコミは大きな関心を示しております。これらの事柄は、いずれも建材や住宅の品質に関わることであり、当センターの事業に密接に関連いたします。

昨年は、建築基準法の改正施行、住宅品質確保促進法の制定といった当センターの事業に大きな影響を及ぼすこともございました。

また、長らく低迷していた景気は、昨年4月に底入れし、回復局面に入ってきましたが、業種による好、不況の2極化の動きが鮮明になってきました。当センターに関係の深い建設産業は、不況業種であり、建設投資の減少による受注の低迷、競争の激化による収益の悪化など厳しい状況にあります。

このような状況の中で、当センターの事業活動

が進められてきましたが、以下に主要なものについて近況をかいつまんでご報告させていただきます。

まず第1に、性能評価事業を開始いたしました。建築基準法の改正による建築基準の性能規定化と住宅品質確保促進法による住宅の性能表示制度が稼働したことにともない昨年4月、性能評価本部を設置いたしました。

第2に、上記に関連し、建設省より昨年6月、建築基準法に基づく指定性能評価機関および指定認定機関としての指定を受けました。また、昨年10月には、品確法に基づく指定試験機関および指定住宅型式認定機関としての指定を受け、それぞれ業務を開始いたしました。

第3に、品質性能試験については性能評価事業に連動する防耐火試験の実施が出遅れたことによる落込みはありますが、それ以外の試験については順調に進行しております。

第4に、工事用材料試験については、建設工事の減少が影響し、厳しい状況にあります。

第5に、ISO審査登録事業についてはほぼ順調に進展しており、新たに労働安全衛生部門についても開始いたしました。

以上のような状況でございますが、当センターの発展のため、役職員一同励んでおりますので、今後ともなお一層のご指導賜わりますようお願い申し上げます。

21世紀オープニング特集

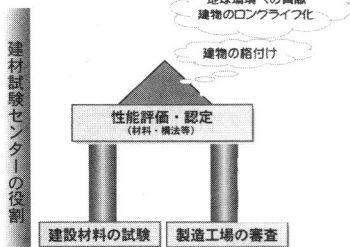
「建築物の性能表示時代来る」

JTCCMは昨年、性能評価事業を開始いたしました。改正建築基準法による「指定性能評価機関」及び「指定認定機関」として、また、新法の住宅品質確保促進法による「指定試験機関」及び「指定住宅型式性能認定機関」としての事業を開始しました。さらに、これらの制度の支援を目的とした業務も開始いたしました。

そこで21世紀のオープニングに際して、性能評価事業を取り巻く環境と今後の展望予測について特集しました。

究極の目標は地球環境保全

性能評価事業の究極の目標は、建物のロングライフ化、すなわち地球環境保全へとつながる道です。これまでの時代は、良質な建築物もそうでない建築物も同様に評価され、駅から何分・築何年のような性能と関係のない概念で評価されてきました。そこでは経済原則に基づき、良質な建築物でも短命で取り壊されることになり、わが国の建築物の寿命は、先進国にあって、格段と短命なものとなりました。これを根底から変革する可能性を秘めて登場したのが、改正建築基準法と新法の住宅品質確保促進法です。



* 建築物の性能表示時代来る

建築基準法は最低限の基準として位置づけられつつ性能規定化され、これをベースにしながら、最低基準以上の性能を持つ住宅について、2～5段階のランキング等で性能を表示しようという住宅品質確保促進法が同時期に施行されました。この2つの法律が、実体的な効果として調和しながら「建築物の性能表示時代」を切り開こうとしております。

21世紀を切り開く夢の制度が順調に発展して行くよう、JTCCMとしても努力して参ります。

* 性能表示制度の中心人物

本特集において、住宅品質確保促進法を中心的に進めてこられている国土交通省（建設省）の真鍋純氏に法律の思想と概念の解説をお願いし、日本E.R.I.（株）会長の鈴木崇英氏には性能表示に関するニュービジネス群の先導役として、新しい時代を語っていただきます。

住宅品質確保促進法の目的と概要

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 真鍋 純

1. 制度創設の背景と目的

(1) 制度創設の背景

現状では、住宅づくり・住宅売買に関して、様々な問題があるといわれている。

このような問題を解消するためには、住宅の生産からアフターサービスまで、一貫してその品質が確保されるような、新たな枠組みが必要である。

①住宅取得者にとっての問題

- イ 住宅の性能に関する表示の共通ルールがないため、相互比較することが難しい。
- ロ 住宅の性能に関する評価の信頼性に不安がある。
- ハ 住宅の性能に関する紛争について、専門的な処理体制がないことから、その解決に多くの労力がかかる。
- ニ 契約書において瑕疵担保期間が1～2年などとなっているため、その後不具合が起ころっても、無償修繕等が要求できない。

②住宅供給者にとっての問題

- イ 住宅の性能に関する表示の共通ルールがないため、性能について競争するインセンティブが十分でない。
- ロ 住宅の性能について、消費者からの正確な理解を得ることに苦慮する。
- ハ 住宅の性能に関するクレーム対応等に多くの

労力がかかる。

- ニ 10年を超える長期の保証契約（瑕疵担保期間の設定）を行うことができない。

(2) 新法の制定とその目的

このような状況の下、①住宅の品質確保の促進、②住宅購入者等の利益の保護、③住宅に係る紛争の迅速かつ適性な解決、を図り国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、「住宅の品質確保の促進などに関する法律」が平成11年6月15日に制定、6月23日に公布、平成12年4月1日に施行された。

2 法律の概要

2.1 住宅性能表示制度の創設

住宅性能表示制度は、全ての住宅に義務づけられるものではなく、制度を利用するか否かは、あくまでも住宅取得者や住宅供給者の選択に委ねられる。制度の概要は以下のとおりである。

(1) 日本住宅性能表示基準などの制定

- イ 構造の安定、火災時の安全、高齢者等への配慮などの住宅の諸性能について、客観的な指標を用いた表示のための共通ルールを「日本住宅性能表示基準」として建設大臣が定める。
- ロ 日本住宅性能表示基準と併せて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する設計図書の評価や現場検査の方法を、

「評価方法基準」として建設大臣が定める。

ハ 基準に定められる性能の表示方法としては、数値による表示（例：単純開口率が○%）や、数段階の等級による表示（例：耐震性が等級○）などがあり、建築基準法に定める最低限のレベルだけでなく、それを上回るレベルを示す基準についても定められる。

ニ また、住宅の性能に関する評価は、①設計段階での評価、②現場における施工段階での検査がそろって、はじめて信頼性があるものとなることから、評価方法基準としては、設計段階の評価方法（設計図書等の住宅の性能に関連のある資料をもとに評価する方法）及び施工段階の評価方法（設計図書のとおり施工が実施されていることを現場で検査することなどにより、性能の発揮を確認する方法）が定められる。

ホ これらの基準の設定・変更の際には、広く国民の意見を反映するために、①審議会の議決を経る、②必要に応じて公聴会を開く等の必要な手続が採られる。

ヘ なお、日本住宅性能表示基準についての信頼性を確保するため、住宅供給者などが独自に作成する任意の基準について紛らわしい名称（例：「大日本住宅性能表示基準」）を用いることは禁止される。

(2) 指定住宅性能評価機関による住宅性能評価

イ 日本住宅性能表示基準に従って客観的な評価を実施する第三者機関を、建設大臣が「指定住宅性能評価機関」として指定する。

ロ 指定住宅性能評価機関として指定されるためには、住宅の性能に関する評価のために必要な技術的な基礎があることのほか、公平・中立性を確保するために一定の要件に適合する必要がある。これらの要件に適合していれば、

民間の企業であっても指定住宅性能評価機関として指定を受けることが可能である。

ハ 指定住宅性能評価機関は、評価方法基準に従って住宅の設計図書に基づく評価、現場での検査を実施し、その結果を日本住宅性能表示基準に従って「住宅性能評価書」としてまとめ、特別なマーク表示をして申請者に交付する。

ニ 住宅性能評価書には、設計図書に基づく評価結果を記載する設計段階のもの（設計住宅性能評価書）と現場での検査を経た結果を記載する建設工事の完了段階のもの（建設住宅性能評価書）の2種類がある。

ホ なお、指定住宅性能評価機関以外の機関が住宅性能評価書等にマーク表示することや、評価方法基準に従って評価していないものについてマークをすることはできない。また、このマークと紛らわしいマーク表示をすることも禁じられる。

(3) 住宅性能評価書の契約上の位置づけ

イ 住宅性能評価書と契約内容との関係が曖昧であると、無用のトラブルの発生の原因となることから、住宅供給者が契約書面に住宅性能評価書やその写しを添付した場合や、消費者に住宅性能評価書やその写しを交付した場合には、住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅の建設工事を行う（又はそのような住宅を引き渡す）ことを契約したものとみなすこととする。

ロ ただし、住宅性能評価書の記載事項について契約内容からは排除する等の反対の意思を契約書面で明らかにした場合は、この限りではない。

ハ なお、指定住宅性能評価機関が住宅性能評価書を交付した場合に限って、住宅に係る契約

書やこれに添付する書類に、特別なマーク表示をすることができる。

- 二 指定住宅性能評価機関が住宅性能評価書を交付していない場合に、これらの書類にマーク表示をすることはできない。また、このマークと紛らわしいマーク表示をすることも禁じられる。

(4) 住宅性能評価の合理化等

- イ 標準的な設計（型式）により建設される住宅の中には、あらかじめ型式単位で性能の評価を行うことが合理的なものもある。そこで、指定住宅性能評価機関による評価が迅速・円滑に行われるよう、建設大臣（又はその指定する民間機関）が、住宅又はその部分の性能について、型式単位での認定（住宅型式性能認定）を行う。
- ロ さらに、規格化された型式によるもの（型式住宅部分等）については、その製造者の技術的生産条件が一定の基準に適合する場合には、建設大臣がその製造者を認証し、認証に係る型式住宅部分等についてさらに指定住宅性能評価機関による評価を合理化する。
- ハ また、高度で新しい構造方法を用いた住宅の評価や、外国の耐火性能試験方法に基づく評価を行う場合など、評価方法基準に定められていない特別な評価方法について、評価方法基準を補完するものとして、建設大臣が個別に認定（特別評価方法認定）を行う。
- 二 この認定の審査のために事前に必要な試験等については国内外の専門的機関に依頼し、その機関が交付した証明書を添えて建設大臣に認定申請をすることとなる。

2.2 住宅に係る紛争処理体制の整備

本法による仕組みを活用して性能の評価を受け

た住宅について、表示された性能が達成されていなかったといったトラブルが発生することが考えられる。

そのような場合に、裁判によらずとも、こうした紛争を簡易・迅速に処理できる体制を整備する。概要は以下のとおりである。

(1) 指定住宅紛争処理機関の整備

- イ 建設大臣が、住宅の性能に関する紛争処理を実施する単位弁護士会等を「指定住宅紛争処理機関」として指定する。
- ロ 指定住宅紛争処理機関は、建設された住宅についての住宅性能評価書が交付されている場合に、その住宅に関する紛争の処理を行う。
- ハ 指定住宅紛争処理機関が行う紛争処理は、紛争当事者の双方または一方の申請によって開始され、紛争の内容によって、あつせん、調停、仲裁のうち最も適した方法によって解決を図る。
- 二 個々の案件を担当する住宅の紛争処理委員のうち少なくとも一人は弁護士が指名されるが、指定住宅紛争処理機関の信頼性を確保するため、当事者と利害関係を有する者を当該事件の担当者である紛争処理委員として指名することはできない。
- ホ 指定住宅紛争処理機関は、請負人や売主からだけでなく、指定住宅性能評価機関等からもその住宅についての説明や資料提出を求めることができる。
- ヘ 指定住宅紛争処理機関の運営費用は、指定住宅性能評価機関から、評価した住宅の数等にに応じて、一定の負担金を徴収することによって賄う。ただし、負担金の支払によって、裁判所や既存の住宅紛争審査会等の利用が妨げられるものではない。
- ト さらに、濫訴防止の観点から、上述の負担金

とは別に、申請者は、個別のあっせん、調停、仲裁の申立ての際に、申請手数料（1万円）を支払うこととする。

チ なお、建設大臣は、紛争処理の参考となるべき技術基準を定めることができることとしている。

(2) 住宅紛争処理支援センターの整備

イ 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関が紛争処理の業務を効率的に実施できるよう、バックアップするための機関を「住宅紛争処理支援センター」として指定する。センターの主たる業務としては次のようなものがある。

- 1) 指定住宅性能評価機関からの負担金の徴収と指定住宅紛争処理機関への助成
- 2) 住宅の紛争処理に必要となる情報・資料の収集、整理、提供
- 3) 紛争処理委員等に対する研修
- 4) 指定住宅紛争処理機関による紛争処理の情報整理とデータベース化

ロ なお、センターは、本法による性能の評価を受けていない住宅についても、相談、助言、苦情の処理を行い、トラブルの解決に努めることとしている。

2.3 瑕疵担保責任の特例

(1) 新築住宅の契約に係る瑕疵担保責任の強化

イ これまで、住宅の瑕疵担保期間は、契約で自由に変更することができたが、本法により、全ての新築住宅の基本構造部分の瑕疵担保期間については、引渡しから最低10年間となり、この期間内であれば、住宅取得者は、住宅供給者（住宅の建設工事の請負人、新築住宅の売主）に対して、瑕疵に対する無償修繕の請求や、これに代わる損害賠償請求等を行うことができる。

ロ なお、売買契約における瑕疵担保責任として無償修繕ができるかどうかについては、従来民法明文上明確ではない面があったが、本法において、新築住宅については明確にみとめられることとなる。ただし、瑕疵が軽微であり、かつ、修繕に過大な費用を要する場合には、損害賠償のみが認められる。

ハ 10年間の瑕疵担保責任の対象となる基本構造部分は、構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分として政令で定められる。

ニ なお、本法で定められた瑕疵担保責任の内容と比べて、注文者や買主に不利な特約は無効となる。

(2) 新築住宅の契約に係る瑕疵担保期間の長期特例

イ 新築住宅の瑕疵担保期間については、これまで民法上、最大でも10年間までと解釈されることが一般的であったが、本法により、最大20年間まで延長して契約できることが明文化される。

ロ 20年間の瑕疵担保期間は義務づけではないが、基本構造部分以外も含めて、住宅についてより長期の保証を可能とする途が開かれることになる。

3. 機関指定の状況

住宅性能表示制度に関連し、法律の定めるところによって建設大臣の指定を受けた各種機関の平成12年10月3日現在の状況は次のとおりである。

①指定住宅性能評価機関

10月3日現在、全国で64機関が指定を受けている。（民間資本の株式会社、都道府県の住宅センター等の公益法人など多様）

②指定住宅型式性能認定機関

10月3日現在、全国で6機関が指定を受けている。(財団法人建材試験センター、財団法人建築環境・省エネルギー機構、財団法人住宅木材技術センター、財団法人日本建築センター、財団法人日本建築総合試験所、財団法人ベターリビング(50音順))

③指定試験機関

10月3日現在、全国で5機関が指定を受けている。(財団法人建材試験センター、財団法人建築環境・省エネルギー機構、財団法人日本建築センター、財団法人日本建築総合試験所、財団法人ベターリビング(50音順))

④指定住宅紛争処理機関

10月3日現在、全国で47機関が指定を受けている。(各地の単位弁護士会である)

⑤住宅紛争処理支援センター

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが指定を受けている。

4. 住宅性能表示制度の創設と関連業界への期待

住宅性能表示制度における性能評価・表示方法は、現状の技術水準において対応可能な方法を採用すべきであり、決して、住宅生産者などが技術的に不可能な基準や、可能ではあっても一握りの者のみが対応できる基準であることは避けねばならない。

このような考え方に立ち、スクリーニングされ

た性能評価・表示方法は、必ずしも消費者のニーズのすべてを完全に満足するものではないかもしれないが、現状における技術的な水準からみて最善の対応の結果であることに理解を求めていくべきであろうと考える。

また、消費者への情報開示とその理解増進のための行動については、官民が最大限の努力をすべき課題と考える。分かりやすさと正確さはともすれば二律背反の性格を帯びるが、何らかの解決策を探る努力もまた重要であろう。

製造者責任法や消費者契約法の制定をはじめ消費者保護の観点からの新法の制定が相次いでいる中において、各種メディアによる情報伝達速度も向上の一途をたどっている。我が国における消費者意識は今後ますます高度なものとなるだろうが、むしろ、多様な情報の中から、真に必要とする情報を選び出し、自らのライフスタイルや諸状況に適した結論を下すためのノウハウが必要とされている。

他方、こうした消費者意識の向上を予見しつつ、住宅の生産者等においても柔軟で臨機応変な対応が求められている。

当然、住宅の性能は住宅の価値のうちの一部に過ぎない。そうしたことを冷静かつ客観的に判断した上で、住宅性能表示制度を使いこなす消費者住宅生産者等の行動が定着する日が遠くないことを願ってやまない。

(日本住宅性能表示基準の概要を次ページに掲載。)

表示事項	表示の方法	項目・等級の説明
<p>1. 構造の安定に関する点</p> <p>1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）</p>	<p>等級 3・2・1</p>	<p>○ 地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ</p> <p>等級3 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>等級2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>等級1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度</p>
<p>1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）</p>	<p>等級 3・2・1</p>	<p>○ 地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ</p> <p>等級3 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度</p> <p>等級2 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度</p> <p>等級1 稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）に対して損傷を生じない程度</p>
<p>1-3 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）</p>	<p>等級 2・1</p>	<p>○ 暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ</p> <p>等級2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるもの1.6倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度</p> <p>等級1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるもの1.6倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度</p>
<p>1-4 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）</p>	<p>等級 2・1</p>	<p>○ 屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ</p> <p>等級2 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるもの1.4倍）の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度</p> <p>等級1 極めて稀に（500年に一度程度）発生する積雪による力（建築基準法施行令第86条に定めるもの1.4倍）に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する積雪による力（同条に定めるもの）に対して損傷を生じない程度</p>
<p>1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法</p>	<p>■許容支持力等 地盤：○○（kN/m²） 杭：△△（kN/本） ■設定方法 地盤調査方法等 〔 〕</p>	<p>○ 地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法</p>

	<p>1-6 基礎の構造方法及び形式等</p>	<p>■直接基礎 ○造△基礎 ■杭基礎 杭種：<input type="checkbox"/> 杭径：○<input type="checkbox"/>cm 杭長：△<input type="checkbox"/>m 等級 4・3・2・1</p>	<p>○ 直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長</p>
<p>2. 火災時の安全に関すること</p>	<p>2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）</p>	<p>等級 4・3・2・1</p>	<p>○ 評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ 等級4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている 等級3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている 等級2 評価対象住戸において発生した火災のうち、台所及び1以上の居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている 等級1 その他</p>
<p>2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）</p>	<p>等級 4・3・2・1</p>	<p>○ 評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ 等級4 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている 等級3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている 等級2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている 等級1 その他</p>	
<p>2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）</p>	<p>■排煙形式 <input type="checkbox"/>開放型廊下 <input type="checkbox"/>自然排煙 <input type="checkbox"/>機械排煙（一般） <input type="checkbox"/>機械排煙（加圧式） <input type="checkbox"/>その他 ■平面形状 <input type="checkbox"/>通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能 <input type="checkbox"/>直通階段との間に他住戸等がない</p>	<p>○ 評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策 ○ 共用廊下の排煙の形式 ○ 共用廊下の排煙の形式 ○ 共用廊下の排煙の形式 ○ 避難に有効な共用廊下の平面形状 ○ 避難に有効な共用廊下の平面形状</p>	

		<p>□その他</p> <p>■耐火等級 (避難経路の隔壁の開口部) 等級3 火炎を遮る時間が60分相当以上 等級2 火炎を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p> <p>○通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策</p>	<p>一以下、「平面形状」が「その他」の場合にのみ適用一 ＜耐火等級（避難経路の隔壁の開口部）＞ ○ 避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級3 火炎を遮る時間が60分相当以上 等級2 火炎を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p>
2-4 脱出対策（火災時）	<p>□直通階段に直接通ずるバルコニー □隣戸に通ずるバルコニー □避難器具 [] □その他 []</p> <p>等級 3・2・1</p>	<p>□直通階段に直接通ずるバルコニー □隣戸に通ずるバルコニー □避難器具 [] □その他 []</p> <p>等級 3・2・1</p>	<p>○延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級3 火炎を遮る時間が60分相当以上 等級2 火炎を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p>
2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	<p>等級 3・2・1</p>	<p>○延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級3 火炎を遮る時間が60分相当以上 等級2 火炎を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p>	<p>○延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級3 火炎を遮る時間が60分相当以上 等級2 火炎を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p>
2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	<p>等級 4・3・2・1</p>	<p>○延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級4 火熱を遮る時間が60分相当以上 等級3 火熱を遮る時間が45分相当以上 等級2 火熱を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p>	<p>○延焼のおそれのある部分の外壁等（開口部以外）に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 等級4 火熱を遮る時間が60分相当以上 等級3 火熱を遮る時間が45分相当以上 等級2 火熱を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p>
2-7 耐火等級（界壁及び界床）	<p>等級 4・3・2・1</p>	<p>○住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ 等級4 火熱を遮る時間が60分相当以上 等級3 火熱を遮る時間が45分相当以上 等級2 火熱を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p>	<p>○住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ 等級4 火熱を遮る時間が60分相当以上 等級3 火熱を遮る時間が45分相当以上 等級2 火熱を遮る時間が20分相当以上 等級1 その他</p>
3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	<p>等級 3・2・1</p>	<p>○構造躯体等を使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するための必要な対策の程度 等級3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 等級2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 等級1 建築基準法に定める対策が講じられている</p>	<p>○構造躯体等を使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するための必要な対策の程度 等級3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 等級2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 等級1 建築基準法に定める対策が講じられている</p>
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	<p>等級 3・2・1</p>	<p>○専用の給排水管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度 等級3 掃除法及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した</p>	<p>○専用の給排水管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度 等級3 掃除法及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した</p>

<p>すること</p>	<p>4-2 維持管理対策等 級(共用配管)</p>	<p>等級 3・2・1</p>	<p>措置が講じられている 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている その他 等級1 ○ 共用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要 な対策の程度 等級3 清掃、点検及び補修ができて開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易に することに特に配慮した措置が講じられている 等級2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じ られている 等級1 その他</p>
<p>5. 温熱 環境に関 すること</p>	<p>5-1 省エネルギー対 策等級</p>	<p>等級 4・3・2・1 地域区分 I・II・III・IV・V・VI</p>	<p>○ 暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度 等級4 エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の 規定による建築主の判断の基準に相当する程度)が講じられている 等級3 エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている 等級2 エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている 等級1 その他</p>
<p>6. 空気 環境に関 すること</p>	<p>6-1 ホルムアルデヒ ド対策(内装)</p>	<p>■ホルムアルデヒド対策 □製材等(丸太及び単層フ ロリーングを含む。)を使 用する □特定木質建材(パネー クルボード、MDF、合板、 構造用パネル、複合フロ ーリング、集成材又は単 板積層材)を使用する □その他の建材を使用する ■ホルムアルデヒド放散等 級 ・パネー ・MDF ・合板 ・構造用パネル ・複合フロリーング ・集成材 ・単板積層材 :等級 4・3・2・1</p>	<p>○ 居室の内装材からのホルムアルデヒドの放散量を少なくする対策 以下、「ホルムアルデヒド対策」が「特定木質建材(パネー クルボード、MDF、合 板、構造用パネル、複合フロリーング、集成材、単板積層材)を使用する」の場合にの み適用 ○ 居室の内装材として使用される特定木質建材からのホルムアルデヒドの放散量の少な さ 等級4 ホルムアルデヒドの放散量が少ない(日本工業規格のE₀等級相当以上又は日本農 林規格のF_{C0}等級相当以上) 等級3 ホルムアルデヒドの放散量がやや少ない(日本工業規格のE₁等級相当以上又は日本 農林規格のF_{C1}等級相当以上) 等級2 ホルムアルデヒドの放散量がやや多い(日本工業規格のE₂等級相当以上又は日本農 林規格のF_{C2}等級相当以上) 等級1 その他</p>
<p>6-2 全般換気対策</p>	<p>□一定の換気量を確保する ための常時の機械換気 □一定の換気量を確保する</p>	<p>○ 住宅全体に必要な換気量が確保できる対策</p>	

7. 光・視環境に 関すること	7.1 単純開口率 7.2 方位別開口比	<p>ための常時の自然換気</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>便所、浴室及び台所について</p> <p><input type="checkbox"/> 機械換気設備</p> <p><input type="checkbox"/> 換気のできる窓</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p>○○%</p> <p>北面、東面、南面、西面及び真上の各方位について○%</p>	<p>○ 換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための設備</p> <p>○ 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合</p> <p>○ 居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率</p>
8. 音環境に関する こと	8-1 重量床衝撃音対策	<p>評価が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について次のいずれか</p> <p>■重量床衝撃音対策等級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上階住戸間 ：等級 5・4・3・2・1 ・下階住戸間 ：(同上) <p>■相当スラブ厚 (重量床衝撃音)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上階住戸間 ：27cm以上、20cm以上、15cm以上、11cm以上、その他 ・下階住戸間 ：(同上) <p>評価が最も低い居室の界床及び最も高い居室の界床について次のいずれか</p> <p>■軽量床衝撃音対策等級</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上階住戸間 ：等級 	<p>○ 居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音 (重量のあるものの落下や足音の衝撃音) を遮断する対策</p> <p><重量床衝撃音対策等級></p> <p>○ 居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音 (重量のあるものの落下や足音の衝撃音) を遮断するための必要な対策の程度</p> <p>等級5 特に優れた重量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下でおおむね日本工業規格の$L_{w,LF}$50等級相当以上) を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級4 優れた重量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下でおおむね日本工業規格の$L_{w,LF}$55等級相当以上) を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級3 基本的な重量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下でおおむね日本工業規格の$L_{w,LF}$60等級相当以上) を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級2 やや低い重量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下でおおむね日本工業規格の$L_{w,LF}$65等級相当以上) を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級1 その他</p> <p><相当スラブ厚 (重量床衝撃音) ></p> <p>○ 居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音 (重量のあるものの落下や足音の衝撃音) の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ</p>
8-2 軽量床衝撃音対策	8-2 軽量床衝撃音対策	<p>○ 居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音 (軽量のものの落下の衝撃音) を遮断する対策</p> <p><軽量床衝撃音対策等級></p> <p>○ 居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音 (軽量のものの落下の衝撃音) を遮断するための必要な対策の程度</p>	

		<p>5・4・3・2・1 ・下階住戸間 ：(同上)</p> <p>その他 ・下階住戸間 ：(同上)</p>	<p>等級5 特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格の$L_{d,fl}$-45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級4 優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格の$L_{d,fl}$-50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級3 基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格の$L_{d,fl}$-55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級2 やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格の$L_{d,fl}$-60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている</p> <p>等級1 その他</p> <p>○ 軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造) > ○ 居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のもの)の落下の(衝撃音)の低減の程度</p>
8-3 透過損失等級 (界壁)	4・3・2・1 等級	<p>■ 軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造) ・上階住戸間 ：30dB以上, 25dB以上, 20dB以上, 15dB以上, その他 ・下階住戸間 ：(同上)</p>	<p>○ 居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度</p> <p>等級4 特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格のR_{r-55}等級相当以上)が確保されている程度</p> <p>等級3 優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格のR_{r-50}等級相当以上)が確保されている程度</p> <p>等級2 基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格のR_{r-45}等級相当以上)が確保されている程度</p> <p>等級1 建築基準法に定められる空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度</p>
8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	北面, 東面, 南面及び西面の各方位について 等級 3・2・1		<p>○ 居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度</p> <p>等級3 特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の$R_{m (1/3)}$-25相当以上)が確保されている程度</p> <p>等級2 優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の$R_{m (1/3)}$-20相当以上)が確保されている程度</p> <p>等級1 その他</p>
9・高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	等級 5・4・3・2・1	<p>○ 住戸内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度</p> <p>等級5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており, 介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている</p> <p>等級4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており, 介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている</p> <p>等級3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており, 介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うための措置が講じられている</p>

<p>9-2 高齢者等 策等級 (分)</p>	<p>等級 5・4・3・2・1</p>	<p>等級2 等級1</p> <p>高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている</p> <p>○ 共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度</p> <p>等級5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている</p> <p>等級4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている</p> <p>等級3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている</p> <p>等級2 等級1 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている</p>
-------------------------------------	-------------------------	--

技術力と、透明な「第三者性」こそ 評価検査機関を発展させる

日本E.R.I.(株) 代表取締役会長・CEO 鈴木崇英

はじめに

阪神・淡路大震災で発生した大きな被害を契機として、ようやくわが国でも住宅ストックを改善し、違反建築や欠陥住宅を生み出しやすい社会環境の是正に取り組みはじめました。

こうしたなかで、日本E.R.I.株式会社は、建築確認等の行政事務を民間に開放しようという建築基準法の改正を受けて、平成11年11月11日に資本金1億円（現在は増資され4億円）をもって設立されました。それから1年が経過しましたが、ここで私達の考えたこと、課題、展望などをまとめ、紹介したいと思います。

1. 日本E.R.I.は誰からも支配を受けない中立的な「第三者機関」である。

行政の簡素化を進めるという政策もあって、政府が国民生活のすみずみまで責任を持つことができなくなってきていることが、建築確認検査の分野にもある。そうだとすれば、建築確認を行政の肩代わりして行おうとする民間会社は、良質な建築ストックの形成を通して社会に奉仕・貢献することを第一義としなければならない。

この「企業のミッション」を明確に認識するところから全ては始まる。新聞や雑誌紙上で稀に見掛けるが、親会社の業績を伸ばすために評価検査業務をその道具として利用するという姿勢は厳しく排除されねばならない。また、性能評示制度を住宅販売に利用はするが、この法律が目指してい

る本来の狙いから逸脱しているやり方も排除されねばならない。法律違反でなければやり方は自由だというものではない。消費者を惑わす行為、類似の名称を使った狡いやり方、これらのことに第三者機関は手を貸してはいけない。このことを峻別し、企業のミッションを明確にしておかないと、組織はバラバラになってしまう。

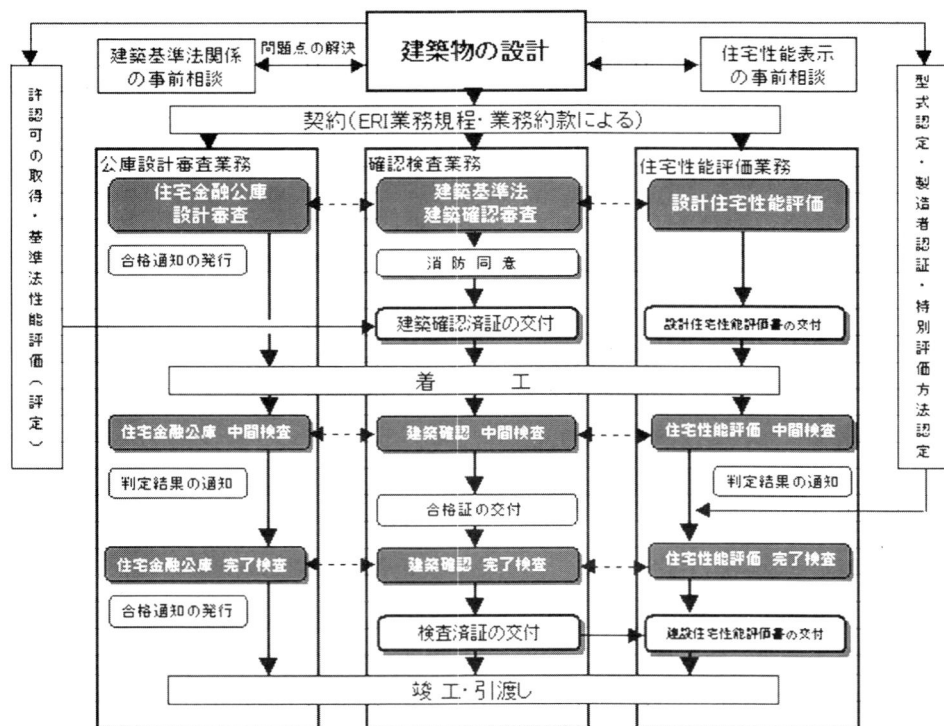
ちなみに、E.R.I.とは、Evaluation（評価）、Rating（格付け）、Inspection（検査）の頭文字で、この3つに徹した専門会社という意味である。

2. 確認検査、住宅性能評価、公庫設計審査を一体的に推進している。

日本E.R.I.は、民間会社として初めて、建設大臣に指定された「指定確認検査機関」である。平成12年3月10日に指定され、4月1日から業務を開始している。4月に公庫法が改正されたのを受けて公庫と契約し、5月1からは住宅金融公庫融資住宅の審査業務が始まった。

そして10月3日になって、他の63機関とともに建設大臣から「指定住宅性能評価機関」の指定を受けて、住宅性能評価業務が始まったのである。日本E.R.I.はこれらの3つの業務を本格的に行う唯一の企業として、体制が整ったのである。

日本E.R.I.の特徴の一つは、これら3つを一体的、効率的に進めているところにある。図に示すとおり、事前の相談、審査、中間検査、完了検査を一体的、同時並行的に行えるということは、ディベ



日本E.R.I.の一体的、効率的な業務の流れ

ロッパー、ハウスメーカー、建設会社、設計事務所などの業務推進上に計り知れないメリットを提供している。1ヶ所で全てことが足りるし、図面の修正で事業の手順が狂ったりしない。特に、現場での検査が一体的、効率的に行われるメリットは大きい。これらが一体的に申請された場合は評価手数料が最大20%引きとなるサービスもある。

3. IT技術で距離を克服、10拠点を一挙に立ちあげ、全国展開を図る。

日本E.R.I.は、住宅性能評価機関の大臣指定を受けた昨年10月に、全国10拠点を一挙に立ちあげた。札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡の6事業所と、東京、横浜、さいたま、千葉の4支店である。事業所、支店の10拠点では住宅性能評価と公庫融資住宅の審査を行い、4支店ではこれに加えて建築確認検査も行っている。

各拠点で行う性能評価に本社のそれと同様の信頼性を確保するために、支店、事業所の作成した評価書は最終的に本社でチェックし、性能評価書を交付する。このため、インターネットを利用した「基幹業務システム」を構築している。確認検査のシステムは平成13年初から稼働しているが、性能評価のためのシステムは3月頃からはなろう。

また、現場検査にパームコンピュータとデジタルカメラ、携帯電話等のモバイル機器を持って行き、評価員、検査員は現場で評価項目のチェックや現場写真を撮って入力し本社に送信する。評価員は事業所や自宅に帰った段階で本社から判定結果の通知を受け取り、すぐに評価書案の作成に入れる。評価書の案は再び本社に送られ、決済され、評価書は各拠点で発行されることになる。

これにより、信頼性の高い評価が短時間で行えらるとともに、全ての写真やデータは巨大サーバー

に記録され、永久保存されるので、紛争処理の際に活用できるし、当社が適正な評価・検査を行っていることの証明にも役立つ。

全国展開は当社の技術の高度化と、評価システムのスタンダード化にも有効である。

4. 全ての建築物、全ての住宅を対象としている。

当社の建築確認検査は、住宅、非住宅を問わず、またその規模を問わず、全ての建築物を対象としている。住宅性能評価においては、戸建て住宅、共同住宅の別を問わず、全ての住宅を対象としている。戸建て住宅は、在来木造、プレハブ、ツーバイフォー全てを等しく扱っている。

当社には、ミサワホーム、三井ホーム、大和ハウス、ナショナル住宅産業、積水ハウスの5社がそれぞれ5%づつの比率で出資しているが、これらのハウスメーカーの住宅を扱うのは勿論だが、このほかにも、エスバイエル、大成プレハブ、クボタハウス等も全国的に扱うこととなっている。

これらのハウスメーカーの扱い棟数は多いので評価の体制も予め整えやすいが、当社はこれらのメーカーに限定するものではなく、全ての住宅の評価、検査ができる技術的な準備を終えている。

共同住宅については、昨年7月から主要な建設会社10社と「共同住宅性能評価研究会」を立ちあげ、申請者と評価者の共通の基準となる申請図書作成要領、現場検査要領などを検討し、それらを商品企画、設計、施工現場に徹底させる方策を議論している。事実上の業界標準となろう。

5. 確認検査の実績：首都圏の新築マンションの1/3の確認検査を行っている。

昨年4月から始まった確認検査はとても好評で、12月中旬までの8ヶ月間強で、相談受付件数は約1,050件、確認済み件数は750件に達する。建物の

種類は共同住宅、商業建物、オフィスビル等と多様であるが、約6割は共同住宅であった。引き受け承諾をしてから確認済み証を交付するまでの平均所要日数は、消防同意の日数、休日を含めて19日程度であった。

共同住宅の確認検査棟数は、年間で560棟になると見込まれるが、一棟当たりの住戸数は平均65戸なので、当社で年間36,000~37,000戸分の確認検査をしていることになる。首都圏の昨年のマンション供給戸数は約93,000戸と言われているので、当社でそのうちの4割近くを引き受けている計算だ。述床面積では約350万m²に達する。

当社の確認検査が好調な理由は幾つも考えられるが、顧客からは次のように評価されている。(1) 技術力、判断の信頼性が極めて高いこと。(2) 確認までのスケジュールが確定し、早いこと。(3) 事前相談システムにより、申請者が安心して手続きを進められること。(4) 指導要綱に従っているか否かに関知しないで、基準法に合うか否かを確認すること。(5) 特定行政庁よりは高いが、他の財団系の確認検査機関より安く、コストパフォーマンスが極めて高いこと。等である。それ故、当社の確認検査のシェアは今後ますます増えていくと予想している。

6. 独自の教育・研修プログラムにより、高い技術力を持った人材を常に育成している。

建築行政に携わっている職員数は、対人口比で、アメリカは日本の5倍、オーストラリアは4倍、民間化・性能規定化が進み、民間で1/2の確認が行われているイギリスでも日本の1.34倍を擁している。しかし、行政簡素化が進められる中で行政庁の職員が増やされる見込みはない。

当社には、現在13名の国家資格を持った確認検査員がいるが、4月にはこれが20名近くになる。

この確認検査員のもとで補助員として2年間の実務経験を積むと、「建築基準適合判定資格者」の国家試験を受けることができる。

当社では、3年後には50名、更に5年後には100～150名の確認検査員を擁したいと考えている。特定行政庁等からの移籍あるいはOBの受け入れと、当社内での教育・研修による人材育成により、これを達成しようとしている。

事実、将来、確認検査員になる希望を持っている者が社内にも何人もいる。当社の定年は65歳で、気力体力が充実していれば70歳まで勤務可能なので、知識労働者、高齢者の能力を活かしやすい職場となっている。

住宅性能評価員は、現在約200名だが、今年後半には約400名になろう。5年後には1,000名規模に増えていると思われる。

7. 事前相談システムを導入し、効率的な確認審査を行っている。

当社の建築確認検査の、民間機関らしい特徴は、事前相談のシステムがあることである。設計図書が完成していない段階で、確認済証の交付までのスケジュールを申請者と当社とで協議し、設計上の種々の問題点を洗い出し、解決策をチェックする。スケジュールが確定することは、マンション等のように販売や完成、入居のスケジュールがタイトである事業にとっては、事業推進上、多くのメリットがある。確認済証の交付予定日の2～3ヶ月前から事前相談に来る申請者も多い。

事前相談しながら設計図書も完成し、確認できる見通しがつくと、引受け承諾となり、申請者と当社との間で契約が結ばれる。

この事前相談の間に、品確法の「設計住宅性能評価」の相談もできる訳である。特に、共同住宅の場合、両者を一体的に進行させるメリットは大きい。日本E.R.I.の特色の一つである。

8. 全国主要地域で建築確認検査を展開し、不動の地位を確立する。

日本E.R.I.は建設大臣（1月6日からは国土交通大臣）の指定を受けて確認検査業務を行っている。その業務は日本全国で行うことができる。昨年12月までは、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県のみだったが、今年初めからこれに加えて群馬県、栃木県、茨城県、静岡県、および福岡県（4月から）と1都8県に拡大される。

今年中には、当社の10の拠点全てに数名ずつの確認検査員を配置し、住宅、非住宅の別なく、戸建て、共同住宅を問わず、全国で確認検査業務を行える体制を整え、事業所を支店に格上げする。

各支店には、審査2名、構造1名、設備1名の少なくとも4名の確認検査員を配置するが、できればこれを7～8名の体制としたい。

これらを含め数年後には確認検査員が100～150名の体制となるのである。確認検査は全ての建築物を対象とするが、中でも全国のマンションの6～7割は当社で確認していると言うようにしたい。これらは住宅性能評価の顧客ともなることも狙いとしているのである。

9. 指定性能評価機関、および指定試験機関の大臣指定を取得し、より高度なサービスを提供する。

日本E.R.I.は、建築基準法による「確認検査機関」、および住宅品質確保法による「住宅性能評価機関」を活動のベースとしているが、これらに加えて建築基準法の「指定性能評価機関」の大臣指定を取得して、超高層建築の構造の性能評価（構造評定）を行う準備をしている。また、住宅品質確保法の「指定試験機関」の大臣指定を取得して、音環境に関する特別評価方法認定の業務を今年初めから開始している。

都合4つの大臣指定を受け、これらが相俟って

より高度なサービスを提供できることになる。

これら以外の評定、試験は、当面他の試験機関等との業務提携などにより補完しながら、より完璧な評価・格付け・検査の専門会社をめざす。

10. 「住宅品質確保法」の普及、推進に貢献する。

建築確認検査の基礎を固めた日本E.R.I.は、これと表裏一体のものと捉えている住宅品質確保法の普及、推進に全力をあげている。

全ての新築住宅に強制の「10年間の瑕疵担保責任」に関しては、瑕疵保証保険の仕組みを作り、任意の性能表示制度に関しては、全ての種類の住宅の性能評価を全国で展開している。

昨年12月11日に設立された「住宅性能評価機関等連絡協議会」には、73企業・団体全ての評価機関、試験機関等が参加しているが、当社は副会長を務めることもあり、協議会活動をとおして本制度の健全・適正な推進と急速なる普及に大いに貢献したいと考えている。

11. 「日本住宅ワランティ株式会社」を設立。マンション、戸建ての瑕疵保証保険システムを構築。

10年間の瑕疵担保責任の保証保険の運営会社として「日本住宅ワランティ(株)」を日本E.R.I.の全額出資で設立し、業務を開始した。新会社は主にマンションを対象にした瑕疵担保責任について、AIUや大東京火災、その他の損害保険会社の賠償責任保険により、供給サイドであるディベロッパーやゼネコン、ハウスメーカーの信用補完を行うとともに、住宅事業者が倒産しても、また転売された後も消費者に対する保証を行う。

日本E.R.I.が性能評価した新築住宅を対象に、顧客への引き渡し後10年以内に基本構造部分に瑕疵が見付かった場合、紛争処理機関の裁定に従っ

て、最大で補修費用の8割を支払うこととしている。2年間は免責期間となる。

12. 技術マニュアルを制定し、住宅性能評価を全国で展開。

住宅性能評価業務を行うに当たり、日本E.R.I.では「技術マニュアル」を9ヶ月かけて作成した。共同住宅、戸建て住宅の別に、また戸建ては在来木造、ツーバイフォー、プレハブ(構造種別ごと)等に分けて作成してある。

マニュアルには、9の評価項目毎の基本項目実施要領、設計住宅性能評価の申請書作成要領、設計性能評価判定書の記入要領、建設住宅性能評価の検査要領、同検査計画書、自己評価書・設計内容説明書の要領、施工状況報告書(工事段階に応じて6種類)、中間・完了検査記録書、検査報告書、申請書類の書式などを含んでいる。

住宅性能評価業務は、まだ始まったばかりであり、評価書の交付は少ないが、昨年末までに共同住宅、戸建てを合わせ、戸数にして約3,000戸の評価・相談に入っている。年明けとともに型式認定、製造者認証の住宅の評価が本格化し、戸数は飛躍的に増えるだろう。

マニュアルは公表しているが、それにもかかわらず申請者が作成した自己評価書の内容には間違いがとても多い。当社ではこれに対応するため、全ての案件ごとに社内に2~3の検討チームを設け、別個に検討して持ち寄り、集団的討議を行って評価システムの精度、信頼性を向上させることをしている。しばらくの間これを続けて行けばより良い申請~評価の体制ができていくだろう。

制度の適正な普及のためには、評価機関自らの技術力の向上・蓄積と、設計者・申請者の技術体系の理解・習熟が車の両輪となる必要がある。当社は、この面に相当な力を注いでおり、他の評価機関に対しても貢献したいと考えている。

13. 第三者機関としての「公正さ」の確保の努力。

初めにも述べたように、日本E.R.I.は中立的な「第三者機関」の原則を堅持すること、そのためのあらゆる努力を惜しまないこととしている。

昨年4月には「監視委員会」が設置され、活動を開始している。これは建築基準法にかかる局長通達により設けたものであるが、現在は当社にとって法的には必ずしも必要条件ではないが、公正さの確保のためには極めて良い仕組みだと認識し、引き続き活動を続けている。

監視委員会は、弁護士会の推薦する弁護士、消費者団体の推薦する者、建築関係の学識者、当社の監査役の4名で構成され、3ヶ月に一度開催されている。ここでは日本E.R.I.の業務の全てが報告され、業務遂行の適切さ、発生した問題の処理の適正さについて検討が行われる。委員会の議事内容は建設大臣に報告されている。

昨年12月に発足した「連絡協議会」では、評価機関の監査を外部機関に委託して行うこととしているが、当社はこれを3年に1回と言わず、毎年受けることを希望している。

このほか、倫理憲章、倫理規定、権限規定を定め、指定法人として「何をなすべきか、何をなすべきでないか」を明確にしているのである。

14. 徹底して「情報公開」を行っていく。

確認検査機関、住宅性能評価機関とも、守秘義務が科せられているが、当社はこの守秘義務を如何に遵守するかについて、システムの、モラル的の両方の面から常にチェックする仕組みが大事だと考えている。

この守秘義務以外のこと、業務の進め方、会社の体制、出資者との関係などは徹底して情報公開していくことを会社の基本方針としている。

指定法人には十分なる説明責任（アカウンタビ

リティー）と情報開示（ディスクロージャー）の義務があると考えているからである。

また、「技術の公開」も日本E.R.I.の基本原則である。評価・検査のための技術マニュアルの公開、申請者や他の評価機関への技術講習会の開催、IT技術による基幹業務システムの公開・提供など、当社で開発した技術は全て無料または低廉な費用で提供していくこととしている。

これらの概要はホームページで閲覧できるようにしている。URL：<http://www.j-eri.co.jp/>

15. 住宅性能表示制度発展のために。

住宅性能表示制度はまだスタートしたばかりだが、住宅品質確保法に対する消費者の認知度は低いと言わざるを得ない。ある調査によると、新築マンションを購入した人の1/4しか品確法の存在を知らなかったと言う。しかし、別の調査によると、性能評価制度について説明を受けた人の9割が大変興味を示し、評価を受けたい、評価を受けた住宅を購入したいと答えている。期待は大きいのである。

当社では、性能表示制度の認知度を高めるPR活動に力を入れる一方、金融機関等と協議して、消費者に対するいくつかのインセンティブを用意している。ひとつは、日本E.R.I.の性能評価を受けた住宅に対する銀行ローンの金利の割り引き優遇である。また耐火等級の高い住宅に対する火災保険料の割り引きも現在協議中である。

このほか、日本E.R.I.独自の性能評価項目の設定、自己評価の間違いやすい事項のQ&Aのインターネット上での速報、審査の適正化・合理化の努力による料金の低廉化・割り引きなどを実施中、あるいは準備中である。

当社は、中古住宅の評価・検査・格付け業務、建築物の耐震診断を含むいわゆるデュレリジェンス業務など、次のビジネスの準備に入った。

激動の2000年を振り返ると…

(財)建材試験センター性能評定課 佐伯智寛

2000年は、改正建築基準法が全面施行され、また、住宅品質確保促進法も施行され、まさしく新時代の幕開けであり、当センターの業務における区切りとなる年ではなかったかと思われま

す。この1年間、業務の立ち上げ及び実施に向けて準備を行ってきましたが、一職員の立場から見て、その内容については、大きく4半期ごとに大きな出来事がありました。

1999年末の某会議

年末に行われた某会議では、このような議題がテーマになっていました。

「年明け早々に建築基準法施行令又は品確法の評価方法基準等の内容が公表された場合にはどう対応するんだ？元日公表の場合は誰が出社するんだ？」

冗談抜きでこのような議題があがるほど、改正建築基準法及び住宅品質確保法の内容が一体どうなるのか、また、どうなっているのかこの時点では全くわかりませんでした。多分この頃法律を作成されている方々はそれこそ死ぬ目にあいながら法律制定の期限に向けて作業をされていたと思います。しかし、当センターの現状は上記のようなありさまでした。

2000年2月 建築基準法施行令案及び住宅品質確保法の表示項目案が公表！

施行令及び省令がいつになれば公表されるの

か、これが最大の関心事であり、デマともとれる情報が飛び交いました。当初は1999年秋頃にはとられていたのですが、2000年になり建築基準法は6月の施行まであと4ヶ月たらずとなったのに、施行令の原案がなかなか公表されない。情報もよく流れてこない…。

待ちに待って2000年2月、改正建基法施行令案及び住宅品質確保法の評価方法基準案等の内容がパブリックコメント制度により公表されました。次いでその内容の説明会が開催され、その説明会に参加しましたが、その内容には正直驚きました。建築基準法の改正が施行令全般にわたっており、まさしく大改正そのものでした。しかし、具体的な内容は「？」でした。まず、範囲が広い。防火から始まって、構造、設備、最後にはメリーゴーランドなどの遊戯施設まで。改めて建築基準法とはこんな内容まで規制していたのかと関心してしまうほどであり、併せて自分自身の不勉強さに恥じ入りました。一方の品確法の内容は、概ね骨子ができているけれども、詳細な内容は建築基準法の内容待ちといった状態でした。構造の安定に関することはすっぽりとぬけおちていましたし、さらに、最大の関心事である指定試験機関の内容及び指定住宅型式性能認定機関の内容もよくわからないものでした。

余談として、住宅品質確保促進法の指定試験機関の名前には本当に参りました。この当時は試験機関だから試験所でやる試験そのものと考えてい

たのですが、実は全くの間違いでした。法律には試験、分析、測定を含めて試験と明記されていますが、でもどう考えても試験には変わらないはずなのにです。最終的な建設省の解釈は、試験＝評価、つまり、試験と書きながら試験機を使う試験でなく、結果を机上で判断することが試験と位置付けられたのです。

うーん、紛らわしい。最初は「そんな馬鹿な話があるかい！」と思っていたのですが、制度として確立された以上、仕方ありません。また、建築基準法の指定性能評価機関と、住宅品確法の指定住宅性能評価機関も、同じような名称を使用しているため、本当に参りました。性能評価機関のことについて会話をしていたが、一方は建築基準法、もう一方は住宅品確法の性能評価機関について話をしてしまい、まったく話がかみ合わなかったという笑い話も出たほどです。

「型式」認定って一体何なんだ?! 型式、これもまったくわかりませんでした。型式とは一体何か。用語の概念が判るまで相当な時間がかかりました。今まで(財)日本建築センターで行われていた工業化住宅性能認定制度がそれに近いだろうとのことで、その内容について調査をしたこともありました。建築基準法の型式適合認定の対象が明らかになったのは3月末くらいでしたが、それまで一体何を指すのか、全くわからないものでした。

4月 性能評価本部と性能評定課を創設だ!

性能評価事業の立ち上げ準備は、4月になるまで本部事務局内に設置された性能評価準備室が行っていました。しかし、4月より新たに性能評価業務を統括する部署として性能評価本部を設置し、法令に基づく性能評価事業を統括する部署を専門におくことが決まり、暫定ながら部署名を「性能評価第1課」にしました。この名前を考えた

のは上司ですが、そのときの話では、「将来的に非法令事業も含め、多角的に性能評価事業を行うからこの名前がいいんだ!」ということであり、「性能評価課とするとしゃべったときに舌を噛みそうで言いにくいからダメ!」というものでした。しかし、性能評価第1課というのも警視庁捜査1課みたいでよくわかんないし、第1課と第2課の区別が外部の方から見て判りにくいだろうということで、なんとかイイ名前がないかと課長と考えたのが、「性能評定課」です。しかし、さんざん悩んで考案した名前を他の機関でも同じ名前(!)を使用されていたのには驚きました。

6月 建築基準法の指定機関申請する!

4月14日に省令案等、建築基準法2年目施行の全体像が公表されました。この日以降は建築基準法の指定申請のための書類作成及び内容確認に東奔西走の毎日でした。申請に必要な各種証明書類を作成しなければいけないし、寄付行為のどこで申請する業務の内容を含むか読みきれの? なんていう本当に根本的な内容もありました。また、申請の意思を決定したものとして、理事会の議事で申請をすることを本当に了承したのか等でした。後に聞いた話では、平成11年度に指定確認検査機関を申請した他機関は、そのとき同じような苦しみ味わっていたようであり、当センターだけではなかったようです。申請後にも役員及び評議員の制限業種の問題があったり、業務方法書の運用等でなかなかおちつく気配がありませんでした。

それでもなんとか、法施行日の6月1日に間に合わせることができ、無事建設省に指定申請を行うことができました。努力のかいあってか、指定番号は(財)日本建築センターに次ぎ第2号となりました。

8月 急転直下の品確法機関申請!!

しかし品確法の申請は、省令の公表が遅かったせいもあり、住宅性能表示制度の開始も秋頃と公表されていましたので、こちらはすぐに申請しなくても秋の制度開始に間に合わせれば大丈夫であろうとのことで比較的のんびりムードでした。申請予定機関に対して事前に行なわれたアンケートでも、当センターは9月頃申請すればいいかと考えていたほどでした。

ところが、新しく創設された住宅型式性能認定制度の説明会があるとのことで、機関申請をすれば申請中の機関として紹介できるとの打診があり、上司が「絶好のPRチャンス及び業務チャンスを見逃すのか!」との一言で結局申請を行うことになりました。そこで、それこそ軍隊方式の突貫作業で書類をとりそろえ始めたのですが、やはり大変でした。指定性能評価機関の申請書類を基に資料を再編成し、なんとか体裁を整えて、やっとの思いで建設省の担当官まで提出しました。

しかし、後で見直すととんでもない間違いをしている!やはり大急ぎで作成した資料は本当にしっかり確認しなければいけないと仕事の行い方に反省と冷や汗をしつつ、差し替えを行いました。

さらに、話を複雑にしたのが、役員改選に伴う書類の整備でした。他の機関はすでにその大変さを判っていましたので、役員会を前倒したり、役員の方を早々に改選したりしたのですが、当センターはそんなこともよく判らず、そのままいつも通りにやっしまいました。

建築基準法の評価員・認定員の選任の際には不要なのですが、住宅品確法の試験員及び認定員の選任の際には、選任した方が有資格者であることの証明となる書類が必要になりました。結局、大学の先生の場合には大学から発行された公文書(委員会の委嘱承諾書や在職証明書等)でもよいことになり、当センターの職員については理事長

が有資格者である旨の証明書を発行することで対応しました。大学の先生には、委嘱の承諾書や在職証明書を大学から発行していただく等、大変ご迷惑をおかけすることになりました。

また、理事及び評議員の方については、欠格事項に該当しないということで、1) 未成年者、禁治産者又は準禁治産者でないこと 2) 破産者で復権を得ないものでないことの2項目について証明する書類を提出することになりますが、個人の情報になるものであり、非常に苦労しました。原則として、これら書類は、該当する方の本籍地での市役所・役場等で入手しなければならず、また、本人が申請して本人が受け取るという内容でしたので、結局全部の役所に連絡を行い、対応を伺うという方式になりました。発行する役所の方についても、担当者から個々に確認をしましたが、対応もまちまちでした。結局、こちらから代行して取得する形になりましたが、時間の制約もあった関係上、書類の作成には非常に慎重に行いました。

ちなみに、禁治産者・準禁治産者とは、民法第7条以降に規定されていますが、ある程度重い精神上の障害のある方といわれています。詳細は法律をご覧ください。

業務規程についても、省令に記載すべき事項が明記されていました。この内容についても、指定性能評価機関等の申請時には何を書けばよいかまったく判りませんでした。最終的には、他機関と内容を見比べたりしながら作成をしました。住宅品確法の業務規程は、建築基準法の業務規程の構成を同じとして、字句の修正にとどめた程度です。

10月 指定機関の指定取得後…

機関指定後、またこれも大変でした。指定を受ければそれでOK!というのではなく、指定を受けたからには当然のごとくその業務をおこなわなければなりません。しかし初めて実施される制

度のため、前例がないし、当センターでも同様な業務を行った経験もない。さらに性能評価については、従来（財）日本建築センターが行っていた評定とは代わって全く新しい概念の元に行われる制度になり、今までの考え方を根底から覆される内容になりました。このため、建設省の担当者と協議したり、内部でも議論を重ねつつ、業務を進めました。

11月 「性能評価書」第一号！

性能評価書の内容の検討を重ね、徹夜を繰り返しつつ修正の嵐を重ねた結果、まさに産みの苦しみというべき性能評価第一号が出たのが11月です。指定取得から4ヶ月も経過していましたが、まさしく手探りで業務を進めてきたということもあり、関係各位には多大なるご迷惑をおかけしたかとは思いますが。これを代行申請して建設省に持っていったのは夜中近くでした（そんな時間帯でも、建設省の方はほとんどいらっしゃいました）。しかしながら、試験が伴う性能評価書を持ち込んだのは当センターが一番です。

一方、住宅品確法の指定は、申請を大急ぎで行った反動もあってか、指定を取得できたのは、住宅性能表示制度が開始された10月3日でした。こちらの業務については、現在お問合せを何件かいただいておりますが、今のところ業務実施に結び

ついていません。近々に業務を受託できそうですので、今後は一層の業務拡大を図る所存です。

性能評価については業務の流れも一段落しました。制度運用にあたりましては様々な手間や難関がありますが、これからも、業務の効率化、申請される方の利便性を考慮しつつ業務対応を進めていきたいと考えています。

そして年末、21世紀に向けて

性能評価事業はまだ始まったばかりです。この事業は性能評価本部が単独で行うものでもなく、また評価員等の有資格者だけが行えばよいというものではありません。現在当センターでは、中央試験所に所属される方を中心に、有資格者を30名程度、当センター全職員の2割弱の方に有資格者としてお願いをしています。基幹事業となるであろう防耐火性能評価ばかりでなく、他の性能評価事業、型式認定、製造者認証事業を確実なものとするべく業務実施体制を確立し、申請される方が手続きを行いやすいよう努力を行う所存です。

また、これら性能評価事業をベースとした法令にもとづかない性能評価事業についても積極的に展開し、試験事業及び他関連事業と連動し、当センターの総合力を生かした性能評価事業としていきたいと思っております。

建築物の性能評価と 建材試験センターの役割

(財)建材試験センター性能評価副本部長 仲谷一郎

1. 仕様書による規制から性能要求による 規制へ

今回の建築基準法の改正を、「仕様書型の規定」から「性能表示型の規定」への変換ととらえる説明が多くなされてきています。本当に、そんなに単純な変更すぎなかったのでしょうか。できあがった新建築基準法を基に実際に性能評価業務を実践してみると、実は、今回の改正がとてつもない大改正であったことが理解できてきます。また、時を前後して、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下、単に、「品確法」という。）も施行されました。この法律も、新建築基準法の理念と相通じるところがあります。これらの2つの新しい法律を通して、今回の大改正の意味するところを、建築物の性能評価と関連づけて考察してみたいと思います。

まず、仕様書型の規定とは、要求表現が、「症状」と「処方箋」の組み合わせで記述されているものといえます（図1）。この2つの組み合わせは、ちょうど、「風邪の症状」にはこの「処方箋の薬」が効きますという関係になっています。ある意味では、非常に単純で理解しやすいということがいえます。ところが、昨今、仕様書型の記述は弊害が多いからよくないという論調が主流になってきました。この理由は、いったいどこにあるのでしょうか。

仕様書型の記述の欠点は、その表現が単純であるという利点の裏返しとして存在しています。各

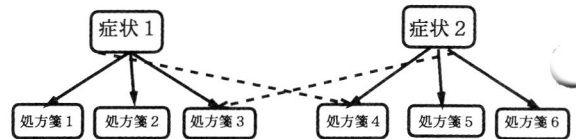


図1 仕様書的な記述の例

症状に対応した処方箋は常に単純でわかりやすい必要があります。そのためには、抽象的な表現を避け、具体的に記述された処方箋を用意する必要があります。しかし、あらかじめ用意できる処方箋の数には限界があります。したがって、患者さんによっては、その症状に対応した最適な処方箋が、いつも用意されているとは限らないことになります。症状の改善に直接結びつかない処方箋を与えられた患者さんは、当然、不満を持つことになります。実際の病気の場合には、専門家である医師の判断で新たな処方箋を用意してこの問題を解決することができます。

建築規制の世界においては、必ずしも上記のように簡単に解決することはできません。旧建築基準法の下では、あらかじめ用意できなかった処方箋を補う意味で、いわゆる「法38条の特認」制度が機能していました。この制度をつかって、新たな「処方箋」が法律の各条文を受けて規定されている「処方箋」と同等であることを、建設大臣が認定することができました。とはいっても、実際には、建設大臣ないしは建設省の担当官が勝手に

決めるわけではなく、専門家によって構成される評定委員会での審議を経て、大臣の認定が出されていきました。ところが、今回の大改正に伴い、法38条の規定は削除されました。なぜ、このような柔軟性のある便利なシステムが、無くなってしまったのでしょうか。

それは、建築基準法が国民の権利の制限を伴う法律であるということに関係しています。国民の大事な権利を制限することにつながるわけですから、その根拠が明確に示されるだけでなく、手続きの透明性も確保される必要があります。また、誰もが平等に恩恵を被ることができることも重要となります。このような要求を満足するために、新たな法律の体系と制度を導入することになりました。

この目玉が、要求内容を例示だけでなく性能で記述するようにしたことと検査確認及び性能評価並びに認定を民間でもできるようにしたことです。「建築基準法の性能規定化」というキャッチフレーズが、あまりに流行してしまったために、他の部分の変更が陰に追いやられがちですが、今回の改正は他にも大きな変更点があったことを忘れてはならないと思います。

品確法においては、表示すべき性能項目が決めてられており、各要求水準に合致した代表的な仕様ないしは検証方法が例示されています。しかし、例示されているもの以外の仕様ないしは検証方法についても、例示と同等であることが証明できれば、その性能を評価し、表示することができるようになっていきます。これは、「特別評価方法認定」と呼ばれているので、「方法」の同等性を認定しているものと解釈しがちですが、実は、「方法」によって規定される仕様を認定するのと同じ機能があります。これは、旧建築基準法における38条の一般認定の精神そのものとなっています。

品確法は「性能表示」というキャッチフレーズ

が先行しているので、性能規定型であって、仕様書型ではないと思われる方がいるかもしれないが、それは誤解です。品確法の構成を見ていくと、各性能表示項目（＝症状）に対して、評価方法（＝処方箋）が規定されています。つまり、立派に仕様書的な構造をしています。では、性能記述型ではないかということ、各要求内容は、例示と性能の両方ができるだけ記述されており、どちらかということと並立型ということができます。つまり、仕様書型と性能記述型は決して対立概念ではないということです。

ところで、例示による記述と性能による記述の違いはどこにあるのでしょうか。その特徴を比較してみると表1のようになります。改正された建築基準法も新たに制定された品確法もこれらの両方の記述方式をうまく利用しているといえます。

表1 例示型の記述と性能型の記述

記述方式	例示型	性能型
特徴	具体例を記述	満足すべき要件を記述
長所	具体例で示されるので理解しやすい	解決方法の種類が豊富
短所	例示以外のものについての判断が困難	説明が具体的でないのでわかりにくい

2. 新法の構造的な特徴は、目的指向型

品確法も改正された基準法もその要求内容の記述方法は、ほぼ同じ構造をしています。基本的な要求事項が法律で規定され、その要求を満足するための方法が下位の政令ないしは告示で示されるという形式です。このように、目的があって、その対策が示されるという構造は、非常に論理的であり、透明性を確保しやすいということがいえます。この利点を最大限に生かすためには、図2に示されるように目的を指向していくツリー構造（目的指向型）となっていることが必要となります。

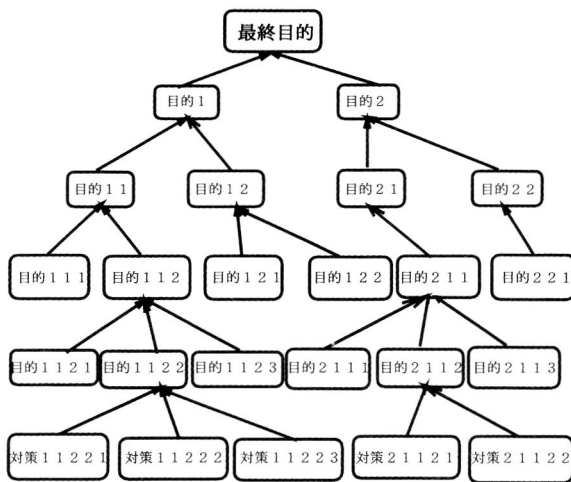


図2 目的指向型の記述

仕様書的な記述も、非常に単純化された目的指向型の記述の一つともいえます。しかし、基本的に1対1対応であるために、簡単に対応のパターンを増やすことができないという欠点を併せ持っています。その点、目的指向型の記述は、論理的な展開を重視しているの、いくらでも対応のパターンを増やしていくことができるという長所があります。この長所を基準法の改正及び品確法の立法においては、ふんだんに取り入れたということが出来ます。このような両者の長所と短所を比較してみると表2のようになります。

表2 仕様書型と目的指向型

記述方式	仕様書型	目的指向型
長所	構造が単純で手間がかからない	論理的な構造をしているので、説明が簡単
短所	決まった対応しかできず想定されていないケースには対応できないことがある	階層的な構造で（選択肢が複数となるのが通例）対応が特定できない

かつて、筆者が建設省建築研究所に在籍していたときに、旧建築基準法の構造について同僚と一緒に解析を試みたことがありました。当時は、英

国の建築規制が性能に基づく記述に改められたというのをうけて、「建築基準の性能規定化」という言葉が一種の流行語になりかけていた頃でした。我々の発想は、単に、当時の建築基準法の要求を性能で表現するとどうなるのかのケーススタディを試みることにありました。下敷きにしたのは、NKB（北欧規格委員会）が提案していた階層モデルでした。このモデルは、「目的」「機能」「性能」「例示仕様」「検証方法」の5つの階層で表現されており、5層モデルと通常呼ばれています（図3）。

目	的
機	能
性	能
検	証 方 法
例	示 仕 様

図3 NKBの5層モデル

旧建築基準法は、仕様書的に書かれていたので、「機能」あるいは「性能」に相当する部分は、法令の文章上はありませんでした。そこで、間を埋めるべく努力を重ねたのですが、すぐに困難に直面してしまいました。それは、「目的」と「処方」の組み合わせといった形では、簡単に整理することができなかったからでした。ある「目的」の「処方」が、新たな「目的」になっていることがあったり、同じ「処方」が複数の「目的」につながっていたりしたからでした。そこで、我々は、方針転換をして、目的指向型に並べ替えてみました。すると、今まではよく見えなかった基準法の要求の構造の一部が明らかになってきました。旧建築基準法の要求構造を目的指向型に整理して考えてみたところ、要求のレベルが入り組んでいることがわかりました。これが、建築基準法に基づ

く規制の内容を複雑にし、わかりにくくしているのではないかと考えたりしました。

新建築基準法においては、「目的」「技術基準」「仕様もしくは検証方法の例示」「検証方法の要件」の4つに分類して書き分けられており、新たな記述方法に慣れてしまえば、非常に理解しやすい構造になっています。しかも、「技術基準」は、目的を達成するために必要な性能といった観点で書かれており、性能記述型となっています。

同様に、品確法においても、「目的」が、法律に書かれ、「表示事項」及び「評価方法」は告示に書かれています。さらに、告示のレベルから、法律事項を参照することはなく、はっきりと両者のレベルの違いが分かる構造となっています。評価方法についても、わかりやすさを優先したために例示を盛り込んだ形となっていますが、基本的には性能を重視した記述となっています。

このように、新たに施行された2つの法律は、時代の流れを確実に反映したものになっていると、いって差し支えないと思われます。

3. 商品ではなく仕様の評価

建築基準法の目的は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、それによって公共の福祉の増進に資することとされています。つまり、「公共の福祉の増進」のうちの「国民の生命、健康、財産の保護」が最終目標であり、その目的を達成するために、「建築物の敷地、構造、設備及び用途」に関する権利を制限しようとするものです。したがって、建築物に使われる製品を直接的に管理する目的を持っているものではありません。

また、品確法の目的は、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護、住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り国民生活の安定向上と国

民経済の健全な発展に寄与することとされています。これをうけて、住宅性能表示制度の創設、住宅にかかる紛争処理体制の整備、瑕疵担保責任の特例が設けられました。これらの制度の詳細については、別稿に委ねることとして、住宅性能表示制度の内容に着目してみたいと思います。

住宅性能表示制度の主要な狙いは、住宅の性能について相互比較するための共通ルールを作ることにあつたといっても過言ではないと思います。以上のように、建築基準法も品確法も、建築物ないしは住宅の性能を対象としているのだということがわかります。そうすると、今度は、建築物ないしは住宅の性能をどのようにして確保しているのかを知りたくなります。

一般に、製品の品質性能を確保する方法としては、個々の製品に着目して直接検査する方法から、製造工程等の管理システムを審査することによって間接的に管理する方法まで、種々あります(図4)。また、評価を実施するものについても、生産者(第1者)であったり、購入者(第2者)であったり、部外者(第3者)であったりします(図5)。どの方法が、もっともよいのかは、それぞれの長

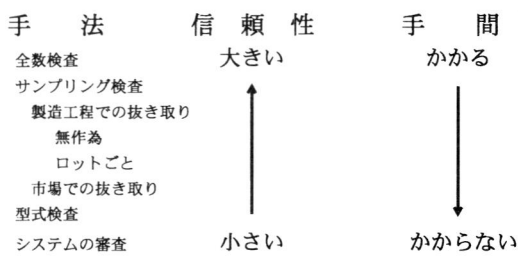


図4 品質管理の手法

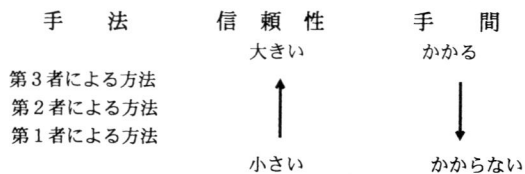


図5 検査の手法

所と短所をよく理解した上でうまく活用していく必要があります。

建築基準法も品確法も、品質性能確保の対象としているのは、建築物ないしは住宅となっています。これらの品質性能を直接管理する責任は、工事監理者ないしは施工者と考えられます。しかし、彼らに全責任を負わせることはできないので、いくつかの手段を提供しています。まずは、建築図面に基づく建築確認ないしは住宅性能評価です。この確認の際に出された図面通りに建築物ないしは住宅ができあがれば、所定の性能が確保されているはずですが、さらに図面通りの施工がおこなわれていることを確認することも重要なので、工事の途中及び終了時にも検査を実施することとなります。

さらに、建築物ないしは住宅そのものの品質性能を直接管理をすることはできないので、これらに使われる主要な部品について性能評価をおこないます。この際、実際に現場で使われる製品の性能を確認するのがもっとも望ましいわけですが、全ての製品についてそのような検査を実施することは不可能であるだけでなく、過剰な要求と考えられます。そこで、通常は、代表的な製品を試験体として検査を実施し、検査を実施した製品と同じ仕様を持ったものを認定することとなります。建築基準法も品確法も基本的には、このように商品の認定ではないので、商品ごとのラベル表示などはおこなわないことになっています。但し、建築確認事務等を簡素化するために、決まった部品の組み合わせで構成される製品については、あらかじめ、その型式を認定する制度（型式認定制度、住宅型式性能認定制度）が設けられています。さらに、型式認定された製品について、その製造者の生産管理体制を認証する制度（製造者認証制度、型式住宅部分等製造者認証）も設けられています。

4. 性能の評価及び表示への期待

上記のように建築物及び住宅等の性能を評価し、それを表示する制度が導入されました。これらの制度は、消費者の「安心感に対する裏付けを得たい」という願望の増大につれて、今後、急速に普及すると思われます。しかし、これらの制度には限界があります。まず、建築基準法は、その適用範囲が建築物の安全及び衛生に関することに限定されていますので、その要求項目が増えていくことは、あまり期待できません。それに対し、品確法の方は、現在、新築住宅に限定されていますが、今後、中古住宅にも拡大される見通しがあります。とはいっても、法律に基づく認定である以上、簡単には表示項目が増えることはないと考えられます。したがって、この需要と供給との谷間を埋める仕組みが必要になってくるのではないかと思います。このような仕組みはおそらく民間主導で整備されていくものと考えられます。

さて、性能を評価し、表示する仕組みが整ったとして、それを実際に使ってもらうためには、使う人にとってわかりやすい表現になっていなくてはなりません。ユーザーにとってわかりやすくするには、専門家あるいは製造者の使い慣れた表現ではなく、ユーザーが使い慣れた言葉で表現しなくてはなりません。この観点から、建築基準法での要求表現を見てみると、学問的な厳密性を割に重視しているために、ユーザーにとっては少しわかりにくくなっているような気がします。これに比べ、品確法の方は、わかりやすさに配慮したことが伺われるものの、抽象的な表現が多いので、これもあまりわかりやすいとはいえなくなっているように思います。今後、これらの要求表現をもっと身近な表現で置き換えていく作業が必要になっていくと思われます。

このような作業を進めていくためには、ユーザーがどのような情報を、どのような表現で提供さ

れることを望んでいるのかということを知ることが重要となります。このような情報は、製造者の商品開発にとっても必要ですので、需要は非常に大きいといえます。ところが、情報を発信する側の対応は意外と消極的なような気がします。最終ユーザーである消費者は、与えられた商品の中から選ぶことになってしまい、「欲しいものが手に入らない」という苦情はいうが、「こういうものが欲しい」という情報要求の発信をなかなかしないように思われます。

仮に情報要求の発信をしたとしても、その内容は、「火災に強い家が欲しい」であったり、「地震に強い家であったり」します。しかし、情報を提供する側にとっては、「どんな火災にも強い家」、「どんな地震にも強い家」提供することは、不可能ではないにしても、そんな家を造っても誰も住みたいと思わないことを知っています。そこで、「消費者は無茶苦茶な要求しかない」ということになってしまいます。今後、両者の溝を少しでも埋める努力をしていく必要があるでしょう。

5. 建材試験センターが果たす役割

建材試験センターは、別稿でも紹介されているように、建築基準法に基づく、性能評価、型式認定、製造者認証をおこなう機関として指定され、性能評価を中心とした業務をおこなっています。品確法についても、特別評価方法認定、住宅型式性能認定、住宅型式部分等製造者認証をおこなう機関として認定されています。

当センターは、その設立当初から、公正中立な立場での建築技術に係る試験、検査、調査の実施を通じて、多面的な性能評価への貢献に努めてまいりました。この活動を通じて培ってきた建築材料の試験に関する豊富な知識と経験を誇りとしております。今回、これらの知識と経験を有効に生かす機会に恵まれた幸運に感謝すると共に、このモットーを大事に守っていく所存です。

従前と変わらぬ御愛顧を皆様方から賜りますことを祈念して、年頭の御挨拶に代えさせていただきます。



進化する組織を目指して

(財)建材試験センター 理事・性能評価本部長 藏 眞人

本特集の各項で触れたように、昨年4月より「性能評価本部」を創設し、6月には大改正された建築基準法（以下「基準法」）による「指定性能評価機関」及び「指定認定機関」の指定を受け、10月には住宅品質確保促進法（以下「品確法」）による「指定試験機関」及び「指定住宅型式性能認定機関」の指定を受けた。

以上の法指定4機関としての活動に併せ、法令の規定に基づかない任意の性能評価事業も押し進めている。

この項では、これらの活動内容の総体と今後の展望、加えてJTCCMの機構改革や職員の資質向上等についても、進むべき方向を本紙面上で模索しご批判を仰ぎたい。

1. 法指定された4機関の業務と執行体制

試験機関として歴史と伝統を誇るJTCCMの実績とノウハウを駆使して、4機関の業務を展開している。基準法の「指定性能評価機関」と品確法の「指定試験機関」の合わせて2つの機関業務は、共通して“試験等の結果を基に、材料や構法の性能を評価する事業”であり、総じてJTCCMの得意としてきた分野といえる。一方、基準法の「指定認定機関」及び品確法の「指定住宅型式性能認定機関」の合わせて2機関の業務の中には、JTCCMの得意としてきた“製造者認証”という要素の他に、“型式認定”というもう一つの要素がある。後者については部材認定の他に1棟丸ご

との認定が含まれるが、プレハブ住宅など1棟丸ごとの型式認定となると基準法の確認審査経験が不可欠の要素となる。このため行政経験豊富な建築主事OBの2名を昨年8月から性能評価本部に配置し、加えて同様の経験を持つ人材5名からなる支援体制を認定委員会の下支え組織として確立した。

法令に基づく4機関の仕事を大きな仕分けで分類すると、以上のように、極めて得意とする分野を中心としたが、事業をスタートするに当たって多少補強を要する分野も生じた。また、細かくみると、得意とする分野の中にも、防火材料分野等をはじめとする他の追従を許さない分野もあれば、多少補強を要する分野も存在した。いずれにしても10月3日に品確法の機関指定を受けた時点では必要な補強を完了し、全ての分野でフル稼働出来るシステムを設営完了することが出来た。又これに並行して、法定4機関に含まれる全ての分野をカバーする6つの専門委員会を設け、ビッグネームの学識経験者による指導を受けながら、総勢32人の内部プロパー技術者による評価員・試験員及び認定員をベースとした万全の体制で4機関による新規事業を展開しつつある。

今後は、幅広い顧客開発のため、多くの企業や企業グループとの特別な連携も模索して行きたい。

2. 法令に基づかない性能評価事業と執行体制

基準法と品確法による上記4機関の他に、JTCCM性能評価本部は以下のような事業にも着手している。

業界の自主基準を第三者機関が認定や認証する需要が従来からも存在しており、JTCCMとしても第三者機関として諸々の関与をしてきた。又、官公庁においても独自基準に対する適合性審査などの需要があり、これらにも積極的に関与してきた。例えば、建設省土木工事共通仕様書に基づく海外建設資材品質審査証明や、業界団体であるハーフPCaボイドスラブ協議会が行うハーフPCa床板製造工場認定制度に伴う製造工場の技術審査などがある。

また、新しい需要としては、指定確認検査機関等による照会・回答の業務が、法律の運用形態の変更から派生的に発生しており、これも法令業務以外の業務として捉え取り組んでいる。これらの業務は全てJTCCM職員で対応することとしているが、学術的難度の高いものについては、外部の学識経験者を加えた各種委員会を設けている。

3. 法令による基本概念の変更

新しい法律である品確法はもとより、従来から存在する基準法も大改正され、建築を取り巻く基本的な概念の変更が行われている。JTCCMの法指定4機関に直結する以下の変更点に十分留意した上で、今後の事業展開を進める必要がある。

①旧大臣認定の概念変更

旧基準法38条による一括方式の大臣認定が廃止され、建物の各部位や構造方法ごとに大臣認定を取得する方法に変更された。又、これを取得するために、それぞれの部位や構造方法ごとの試験方法や評価方法を定める必要があるが、これを定める主体は「指定性能評価機関」の役割とされ、この機関が自己責任により試験方法及び評価方法を

定めることとなった。このため大臣は機関指定の他に、さらにその機関が試験方法などを定めた業務規程に対しても認可を行っている。要するに、指定機関が定めた試験方法及び評価方法を大臣が認可するという方式である。試験を伴わない超高層建築物等の構造計算や避難計算等もあるが、これらも同様に、それぞれの指定機関が定めた評価方法を、大臣が認可するという手法となった。

新材料や新構法について、一定の評価方法がないままに専門家集団のエキスパート・ジャッジメントというような形で運用されてきた旧基準法38条を廃止し、指定機関ごとの個性ある評価方式を認める方式に変更したことに加え、料金についても、寿司屋の時価表示的な旧制度を定価表示のレストラン方式に変更した感じである。

新基準法においては、試験を伴う評価も試験を伴わない評価も共に定価制となり、関係する料金は全て省令で規定されることとなった。この概念は、品確法の性能表示制度における大臣の特別評価方法認定制度においても踏襲され、基準法と同様に、省令でそれぞれの試験・認定及び認証料金が個別に規定された。

②評価員及び試験員の概念設定

改正基準法におけるそれぞれの「指定性能評価機関」は、評価機関として性能評価を行い大臣認定に繋げるわけだが、この評価に当たっては、それぞれの機関に所属する評価員2名以上で作成し、評価書を発行することと定められた。これにより、旧基準法第38条大臣認定の前座を受け持っていた(財)日本建築センター評定委員会の概念も根底から変更された。又、この新しい概念は、品確法における大臣の特別評価方法認定制度においても、指定試験機関の試験員が作成する証明書において踏襲されている。

③競争原理の導入

例えば、改正基準法における「指定性能評価機

関」は、現在JTCCM始め9機関が存在し、今後とも純粋な民間会社の幅広い参入が予想される。

2つの法律による4種類の機関にかかわる業務は、全て法定料金で固定されたので、顧客に対するサービス競争は料金以外のところで行われることとなった。すなわちスピード、正確性、対応の柔らかさ等ではなかろうか。一方、指定機関の内部においては、経費の節減と合理性の追求が不可欠となる。

以上のような観点から私なりの内部組織改革を以下に披露してみたい。

4. 内部組織改革「日々、進化する組織を目指して」

歴史と伝統を誇るJTCCMとはいえ、試験方法・評価方法を定める方式の概念が根底から変更された基準法と、全く新しい概念で生み出された品確法を中心に新規事業を展開する以上、日々の業務からミスを排除することは不可能といえる。単純なミスや理解不足のままに進み、途中で間違いに気付くこともある。しかるにJTCCMが発行する性能評価書及び証明書は大臣認定の根拠となり、さらに型式認定書及び製造者認証書は即、官報掲載により社会に公示することとなるため、社会的責務の極めて大きい事業でありミスが許されるはずもない。

このため、ダブルチェック、トリプルチェックをシステムの中に取り入れて対応している。試験所を中心とする評価員・試験員及び認定員は、それぞれ自己責任において性能評価書・証明書・認定書及び認証書を作成し、試験所が組織的なチェックをした上でこれを性能評価本部に提出する。性能評価本部ではこれをチェックした後、さらに外部の学識経験者による専門委員会チェックを行い、これが完了してから理事長名の性能評価書・証明書・認定書及び認証書を発行することとして

いる。新規事業の立ち上がり時期である当面の間は、全数について専門委員会のチェックを受けているが、将来的には専門委員会の役割を指導的なものに限定して行く構想としている。

専門委員会の役割がこのような方向に向かうためには、JTCCM内部のチェックシステムが進化し成長する必要がある。

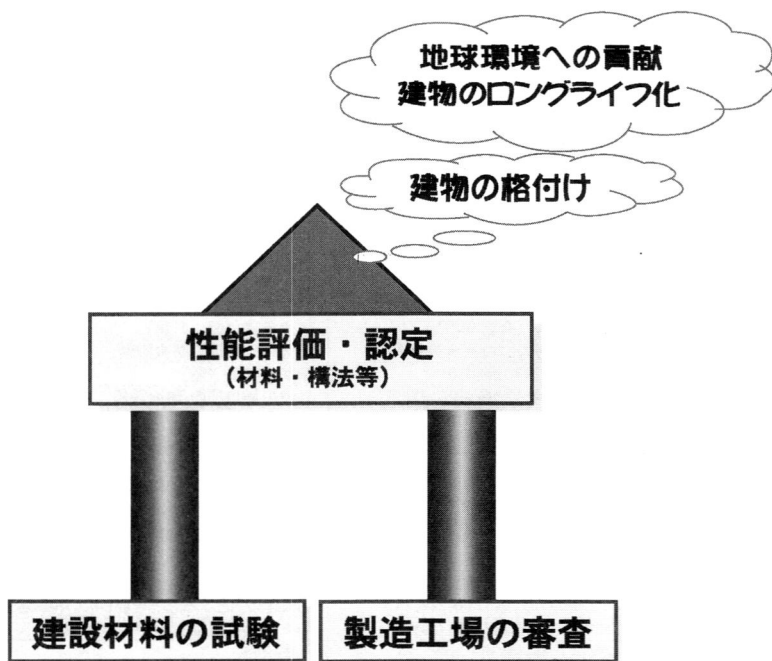
JTCCMには、我が国で最大の建設部門ISO審査実績を誇るISO審査本部が存在し、審査本部以外のJTCCM職員もISO審査に多く参加している。ISOで提唱されているような苦情処理システムなどを、自分の組織やシステムとして取り組むのはもちろんのこと、ミスや苦情を分析し理解し、積極的に肥やしとして取り込み、自らが進化することが不可欠と考える。

これが上手くいくと、専門委員会の回数は激減し、ビッグネームの先生方も安心して指導的な委員会参加に限定できるようになる。評価書作成等のスピードアップも図れるし、その間の苦労が職員の資質としてストックされることとなる。そうなるとさらなる新規事業の発想も湧き出ようと言うものである。

新ミレニアムの昨年、新しい概念で出来た二つの法律による新しい制度に振り回された感があるが、徐々に、新規事業のじゃじゃ馬ならしをしながら完成度の高い事業に展開して行きたい。改正された基準法と新設の品確法という二つの法律が、併せ技で創り出す新しい制度は“性能の高い建物がそれなりに高い評価を受ける時代”を開くものと期待している。日本の貧弱な建築ストックが、飛躍的に長寿命化へ変身できるかもしれない大きなチャンスが到来したと受け止めている。地球環境にとっても省エネルギーにとっても、また、21世紀の日本の文化をはぐくむためにも、大いなる事業であるという自負を持って性能評価事業を進めて行きたい。

性能評価事業等のご案内

建材試験センターの役割



性能評価本部

詳細情報・業務実施状況

<http://seino.jtccm.or.jp/>

最新情報はこちらまで



財団法人

建材試験センター

JAPAN TESTING CENTER FOR CONSTRUCTION MATERIALS

性能評価本部

Jan.2001

性能評価等の事業を開始しました！

法令に基づく性能評価等の事業

∞ 建築基準法 ∞

∞ 住宅品質確保促進法 ∞

(1) 指定性能評価機関

(3) 指定試験機関

(2) 指定認定機関

(4) 指定住宅型式性能認定機関

∞ 建築基準法関係 ∞

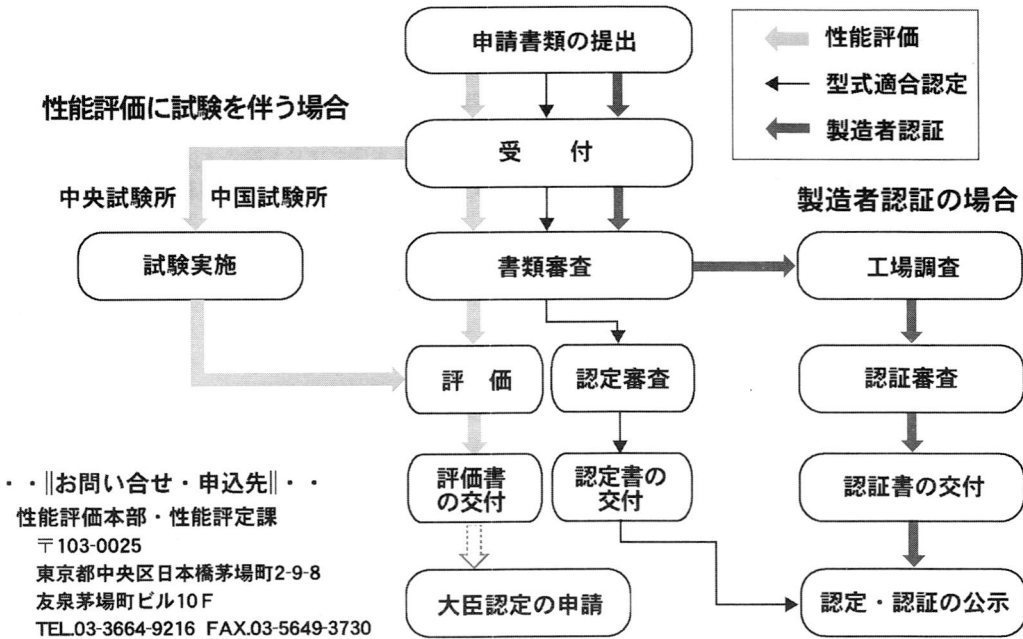
(1) 指定性能評価機関として・・・(平成12年6月16日指定)

改正建築基準法の施行に伴い、従来の指定試験機関制度が廃止され、当センターは新しく制定された「指定性能評価機関」に指定されました。この機関では、国土交通大臣認定の事前評価を行います。また、試験を伴う性能評価の場合には、当センターの試験所で試験を行うことができ、これによって従来2段階（指定試験機関の試験、(財)日本建築センターの評定）になっていた「事前評価」がワンステップで取得可能となりました。

(財) 建材試験センターの性能評価対象項目

種 類	建築基準法(法)及び施行令(令)の条文	項 目	試 験	
			要	不要
1	防耐火構造 法第2条第七号(令第107条)	耐火構造(壁、柱、床、梁、屋根、階段)	○	
2	防耐火構造 法第2条第七号の二(令第107条の2)	準耐火構造(壁、柱、床、梁、屋根、軒裏、階段)	○	
3	防耐火構造 法第2条第八号(令第108条)	防火構造(壁、軒裏)	○	
4	防火設備 法第2条第九号の二口(令第109条)	防火戸その他の防火設備	○	
5	防耐火構造 法第23条(令第109条の6)	準防火構造(壁)	○	
6	防火設備 法第64条(令第136条の2の3)	外壁の開口部の防火設備	○	
7	防耐火構造 令第70条	柱の防火被覆	○	
8	防耐火構造 令第109条の3第一号	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の屋根	○	
9	防耐火構造 令第109条の3第二号ハ	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の床及び直下の天井	○	
10	防火設備 令第112条第1項	特定防火設備(旧甲種防火戸)	○	
11	防耐火構造 令第113条第1項第三号	防火壁を設けた部分の屋根	○	
12	防火設備 令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備	○	
13	防耐火構造 令第115条の2第1項第四号	防火壁の設置を要しない建築物の床	○	
14	防耐火構造 令第115条の2の2第1項第一号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部	○	
15	防耐火構造 令第115条の2の2第1項第四号ハ	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等	○	
16	防火工法 令第129条の2の5第1項第七号ハ	防火区画を貫通する給排水管等	○	
17	防火材料 法第2条第九号(令第108条の2)	不燃材料	○	
18	防火材料 令第1条第五号	準不燃材料	○	
19	防火材料 令第1条第六号	難燃材料	○	
20	防耐火構造 法第22条第1項(令第109条の5)	通常の火災を想定した屋根の構造	○	
21	防耐火構造 法第63条(令第136条の2の2)	市街地火災を想定した屋根の構造	○	
22	一般構造 法第30条(令第22条の3)	界壁の遮音構造	○	
23	建築材料 法第37条第二号(令第144条の3)	指定建築材料		○
24	設 備 令第20条の2第一号二	特殊建築物の居室の換気設備		○
25	設 備 令第20条の3第2項第一号口	調理室等の換気設備		○
26	一般構造 令第22条	居室の床の高さ及び防湿方法		○
27	構 造 令第46条第4項表1の(八)項	木造軸組耐力壁の倍率(壁倍率)		○
28	防耐火構造 令第108条の3第1項第二号	耐火建築物の主要構造部(耐火性能検証)		○
29	防火設備 令第108条の3第4項	防火設備(耐火性能検証に用いる)		○
30	防火設備 令第112条第14項第一号	防火区画の防火設備(自動閉鎖装置)		○
31	防火設備 令第112条第14項第二号	縦穴区画の防火設備(自動閉鎖装置)		○
32	防火設備 令第112条第16項	防火ダンパー等		○
33	防火設備 令第126条の2第2項	排煙設備設置に関する縦穴区画の防火設備		○
34	防火設備 令第129条の13の2第三号	非常用昇降機不要建築物の防火設備		○
35	防火設備 令第136条の2第一号	防火・準防火地域の外壁開口部の防火設備		○
36	防火設備 令第145条第1項第二号	道路と道路内の建築物を区画する特定防火設備		○
37	防災機器 令第126条の5第二号	非常用の照明装置		○
38	防火設備 令第129条の2の7第三号	冷却塔設備の内部の構造		○

性能評価・型式適合認定・型式部材等製造者認証の
受付から認定・認証及び公示までの流れ



(2) 指定認定機関として・・・(平成12年6月16日指定)

当センターでは延べ床面積300㎡以下の建物または防火設備等下表の建物の部分について、あらかじめ法令に規定されている構造・防火・避難等一連の規定に対しての適合審査を行った上で、「型式適合認定」を行います。

さらに型式適合認定を受けた型式部材のうち規格化されたものについては、工場審査等による適合審査を行った上で、「型式部材等製造者の認証」を行います。

この認定・認証を受けることにより、建築確認申請書類の簡略化、または中間検査や完了検査を受ける上で審査の一部が省略される等のメリットがあります。

(財) 建材試験センターの型式認定・製造者認証対象項目

種 類	建築基準法施行令(令)及び施行規則(規則)の条文	項 目
型式適合認定	令第136条の2の9第一号	建築物の部分で、門、塀、改良便槽及び尿尿浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)以外のもの 床面積の合計300㎡以下
	令第136条の2の9第二号(一)	防火設備
	令第136条の2の9第二号(三)	非常用の照明装置
	令第136条の2の9第二号(五)	冷却塔設備
型式部材等製造者の認証	規則第10条の5の5第一号	建築物の部分(門、塀、改良便槽を除く)であり当該部分に使用する材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されているものであり、かつ、当該建築物の工程の合計が、すべての製造及び施工の工程の2/3以上であるもの
	規則第10条の5の5第二号イ	防火設備
	規則第10条の5の5第二号ハ	非常用の照明装置
	規則第10条の5の5第二号ホ	冷却塔設備

JTCCM性能評価等の業務のご案内

① 性能評価等

当センターでは、建築基準法に基づく指定性能評価機関（性能評価書の発行）及び住宅品確法に基づく指定試験機関（証明書発行）の業務を実施しています。

指定性能評価機関では、国土交通大臣が行う構造方法等の認定の申請に必要な性能評価を行い、性能評価書を交付します。

指定試験機関では、評価方法基準では評価できない特別な構造方法に応じた評価方法等について国土交通大臣が行う特別評価方法認定（特認）の申請に必要な証明（法令上「試験」といいます。）を行い、証明書を交付します。

性能評価業務は、下図に示すとおり、5つの分野を中心に業務を行っています。



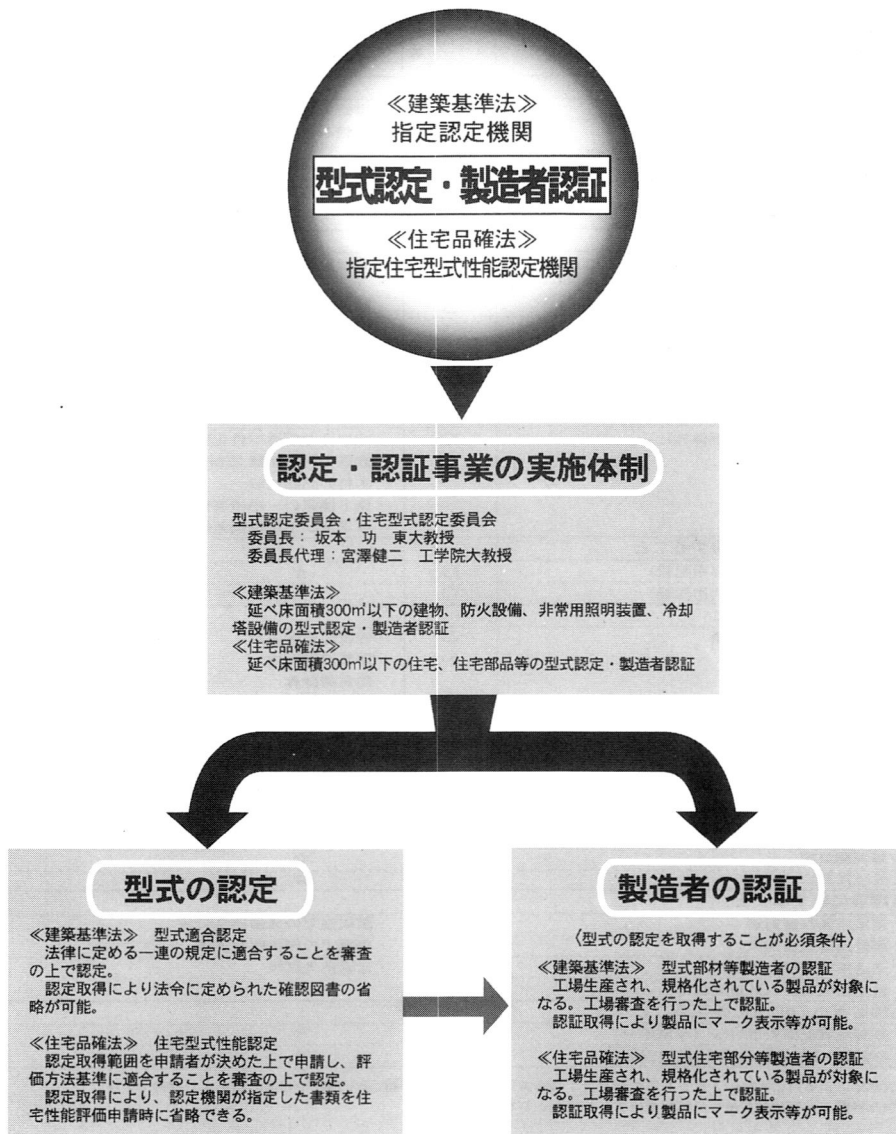
② 型式認定・製造者認証

当センターでは、建築基準法に基づく指定認定機関及び住宅品確法に基づく指定住宅型式性能認定機関の業務を実施しています。

指定認定機関では、延べ床面積300㎡以下の建物、防火設備、非常用照明装置及び冷却塔設備について、法令に規定された基準に対しての型式適合認定並びに型式部材等製造者の認証を行います。

指定住宅型式性能認定機関では、延べ床面積300㎡以下の住宅、住宅部品（玄関ドア、サッシ等）について評価方法基準の全項目を対象にして住宅型式性能認定並びに型式住宅部分等製造者の認証を行います。

型式認定・製造者認証業務は、下図に示すとおり、型式認定と製造者認証に分けて業務を行っています。



住宅品質確保促進法関係

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」では、住宅の性能（構造耐力、音環境、省エネルギー性等）に関して表示の適正化を図ることを目的とする住宅性能表示制度が設けられています。

この制度には、その表示の基準として日本住宅性能表示基準が定められており、その表示事項は9区分にわたり全体で28項目あります。個々の住宅の評価は、評価方法基準に従って指定住宅性能評価機関が行います。住宅品質法では、評価方法基準では評価できない構造方法等について、特別な評価方法として国土交通大臣が認定する「特別評価方法認定」制度があります。

また、住宅性能評価申請前に評価方法基準に適合していることを認定する「住宅型式性能認定」制度、さらに住宅型式性能認定を受けたもののうち規格化され、その製造者の技術的生産条件が一定の基準に適合するものを認証する「型式住宅部分等製造者の認証」制度があります。

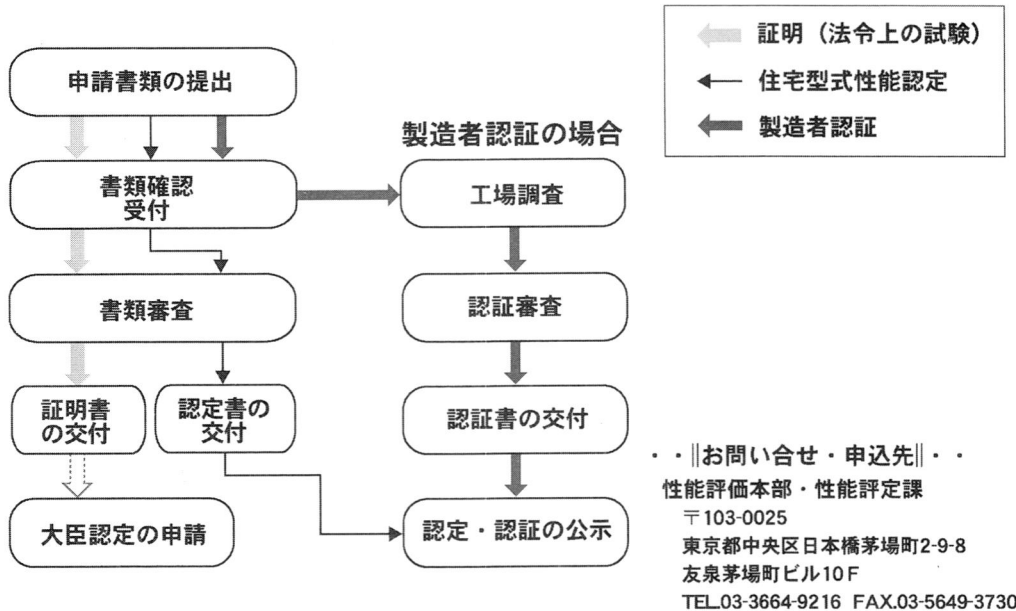
日本住宅性能表示基準による住宅性能表示事項及び証明に関係する試験の例

No.	日本住宅性能表示基準による性能表示事項	図書省略の メリット等 の期待度	証明に関係する試験の例（JTCCM実施可能）
1. 構造の安定に関する事			
1	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	◎	・準耐力壁の剛性試験
2	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	◎	・屋根ふき材の耐風圧強度試験
3	1-3 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	◎	
4	1-4 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	◎	
5	1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	△	☆
6	1-6 基礎の構造方法及び形式等	△	☆
2. 火災時の安全に関する事			
7	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	△	・感知警報装置の耐久性試験（塩水噴霧試験）
8	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	△	
9	2-3 避難安全対策（他住戸火災時・共用廊下）	△	・防火戸の防火性能試験
10	2-4 脱出対策（火災時）	△	☆
11	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	△	・防火戸、外壁、間仕切壁、床及び軒裏の耐火性能試験
12	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	△	
13	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	△	
3. 劣化の軽減に関する事			
14	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	○	・コンクリートの促進中性化試験・凍結融解試験 ・鉄筋の防錆試験・塗料の試験 ・木材の防菌試験 ・床下換気口・小屋裏換気口の換気性能試験 ・床下及び小屋裏換気計算
4. 維持管理への配慮に関する事			
15	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	○	☆
16	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	○	☆
5. 温熱環境に関する事			
17	5-1 省エネルギー対策等級	◎	・住宅の気密測定 ・熱貫流率測定 ・熱負荷計算 ・熱損失係数、日射取得係数の計算 ・防露試験
6. 空気環境に関する事			
18	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装）	○	・ホルムアルデヒド測定
19	6-2 全般換気対策	◎	・換気量測定 ・換気部材の通気量試験
20	6-3 局所換気設備	△	・換気システムの換気能力試験
7. 光・視環境に関する事			
21	7-1 単純開口率	△	☆
22	7-2 方位別開口比	△	☆
8. 音環境に関する事			
23	8-1 重量床衝撃音対策	○	・試験室での床衝撃音試験
24	8-2 軽量床衝撃音対策	○	・現場での床衝撃音試験
25	8-3 透過損失等級（界壁）	○	・透過損失試験
26	8-4 透過損失等級（外壁開口部）	○	
9. 高齢者等への配慮に関する事			
27	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	○	☆
28	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	○	☆

*型式認定による図書省略のメリット等の期待度：◎非常に大きい、○条件により期待できる、△あまり期待できない

☆特別な措置・分析機器を用いる試験を必ずしも必要としない審査

特認証明・住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証等、
受付から認定・認証等及び公示までの流れ



（３）指定試験機関として・・・（平成12年10月3日指定）

当センターでは「指定試験機関」として、日本住宅性能表示基準に定められた28項目にわたる表示項目について、特別評価方法認定の申請に必要な証明を行い、「証明書」を発行します。なお、申請に際して性能を証明するための確認試験が必要な場合、当センターの中央試験所・中国試験所にて品質性能試験を実施できます。

（４）指定住宅型式性能認定機関として・・・（平成12年10月3日指定）

当センターでは指定住宅型式性能認定機関として、「住宅型式性能認定」及び「型式住宅部分等製造者の認証」の業務を行います。

■住宅型式性能認定

当センターでは、延べ床面積300㎡以下の住宅または住宅部品等を対象にして住宅型式性能認定を行い、「住宅型式性能認定書」を発行します。なお、認定の際には住宅性能評価申請時に図書省略が可能であるかあわせて審査を行い、認定を行うことになります。

■型式住宅部分等製造者の認証

当センターでは住宅型式性能認定を取得された案件について、工場調査等により審査を行い、「型式住宅部分等製造者等認証書」を発行します。

これらの認定・認証を受けると、設計段階及び建設段階での住宅性能評価が簡略化される等のメリットがあります。

∞法令によらない性能評価事業∞

「建築基準法」や「住宅の品質確保の促進等に関する法律」などの法律に基づく性能評価事業以外に公団・公庫をはじめとする各種団体などが自主的に行う性能評価事業があります。これらの性能評価事業では、評価の公平性の確保が重要な要件となります。

当センターは、民法第34条に基づく財団法人として、35年を超える試験研究機関、公示検査機関としての実績に加え、近年においてはISO品質システム審査登録機関、ISO環境マネジメントシステム審査登録機関としての実績もあります。

これらの実績を活用して、次の性能評価事業についても実施します。

- ・独自の仕様書に定められた製品などの仕様書適合認定
(例：建設省土木工事共通仕様書に基づく海外建設資材品質審査証明事業)
- ・団体などが行う認定制度に対する適合証明
(例：ハーフP C a ボイドスラブ協議会が行うハーフP C a 床板製造工場認定制度に伴う製造工場の技術審査)
- ・その他これらに類する性能評価。

Information



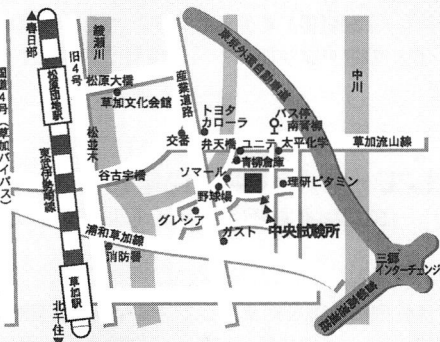
〈性能評価本部〉性能評定課

〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-9-8
友泉茅場町ビル10F
TEL.03-3664-9216 FAX.03-5649-3730
<http://seino.jtccm.or.jp/>

性能評価本部性能評定課
友泉茅場町ビル10階
茅場町駅2番出口徒歩1分

最寄り駅

- 地下鉄 日比谷線・東西線 茅場町駅（上記参照）
- 都営地下鉄 浅草線 日本橋駅 A-1出口徒歩7分
- J R 京葉線 八丁堀駅 B-1出口徒歩9分
- J R 東京駅 八重洲口徒歩20分（タクシー5分）



〈中央試験所〉

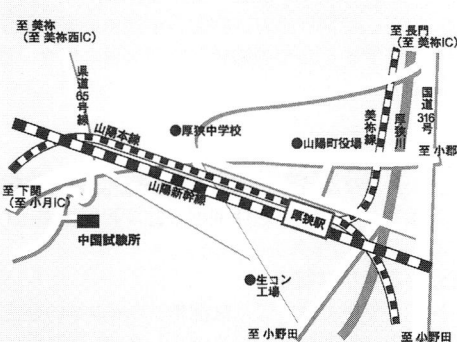
〒340-0003 埼玉県草加市稲荷5-21-20
TEL.0489-35-2093（試験管理室）FAX.0489-35-2006

最寄り駅

- 東武伊勢崎線草加駅又は松原団地駅からタクシーで約10分
- 松原団地駅から八潮団地行きバスで約10分（南青柳下車徒歩10分）

高速道路案内

- 常磐自動車道及び首都高速三郷ICから車で約10分
- 東京外環自動車道「草加出口」を出て国道298号線、産業道路を進み車で約15分



〈中国試験所〉

〒757-0004 山口県厚狭郡山陽町大字山川
TEL.0836-72-1223（試験課）FAX.0836-72-1960

最寄り駅

- 山陽新幹線及び山陽本線厚狭駅からタクシーで約5分

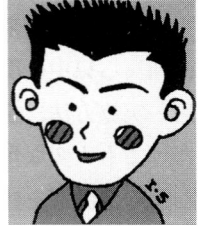
高速道路案内

- 美祿西ICから県道65号線を2号線「山陽」方面に向かい車で約15分

さえきくんコーナー

(最終回)

Vol. 13



佐伯智寛

性能規定の時代におけるJTCCMの役割について

推論を含めて大胆に迫ります。

1年間ご愛読いただきありがとうございました。

昨年1月から開始し、連載は今回で最終回となりますが、本号では本来のこのコーナーの主旨である「性能規定時代を読む」に立ち返り、いままで連載を続けてきた内容や入手した情報を踏まえ、「性能規定の時代」の様子と、JTCCMがどのように係っていくのか私自身でのイメージUPを試みます。

性能評価本部 佐伯智寛

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

E-mail saeki@jtccm.or.jp

「性能規定時代」を読む！

建築基準法の改正、住宅品質確保促進法の制定が世紀末の建設業界に吹き荒れ、それぞれ竜巻のようにいままでの概念をバラバラに吹っ飛ばして新しい制度が誕生しましたが、昨年後半は新制度の運用に終始したような気がします。建築基準法においては未だ法改正に伴う告示が公表されており、一説には今年の半ばくらいまで法改正に伴う告示の制定等の法整備がかかるとも言われています。

建築基準法の改正に伴い、建築基準法に關係した各自治体の条例も改正手続きがとられていて、東京都を皮切りに全国の条例が改正される模様です。また、各種の団体が制定している工事共通仕様書などについても、法改正にあわせてその見直し作業が進められていると思われます。このように法改正に伴う余波は当分続くのではないのでしょうか？逆にそれだけとんでもなく大規模な改正であったといえるのではないのでしょうか。

多分この改正に伴う動きが落ち着いた頃には、法改正に伴う不整合点が幾つか発生し、ことになると問題化してくる可能性もあります。ひょっと

すると、5年後くらいには小規模な法改正がなされるかもしれません。

一方住宅品確法は、住宅性能表示制度を新築住宅のみに限定してスタートしましたが、阪神大震災に端を発した住宅ストックの問題とも連動して、今後は中古住宅の性能評価も開始されると予測されます。それが住宅品確法に基づいたものになるか、それとも民間の評価機関が独自事業として開始するかはわかりませんが、いずれにしても、将来的には新築住宅以外の中古住宅や住宅以外の建築物についても性能表示がなされる時代が来るのではないのでしょうか。ある新聞によると、住宅を購入しようとする人のうち、住宅品確法を知っている人は全体の25%程度であり、各方面からPRがなされているものの模様眺めの状態であるため、一般に定着するまでに至っていないようです。少なくとも、住宅を購入したり、建築したりする際に、住宅性能表示制度の存在が広く認知され、またそれに連動した様々なシステムが稼動するようになれば、それこそ世の中に住宅に対する考え方や購入等の指標の一つとしてなりえるのではないのでしょうか？

でも、それは未来の話であって、法改正に伴う混乱期真っ只中の現状では、そこから軌道（制度運用・実施方法）をつくり、また混乱から抜け出すだけでも大変な作業となります。

その混乱期を抜け出し、さらに法制度を越えて先の時代を読んでこそ、JTCCMの未来があると考えます。

その「一歩先」を見ると、現状の性能評価業務は、従来JTCCMが行ってきた業務、つまり試験業務の延長線で行っているものであり、指定機関として行える業務のすべてがカバーできているものではありません。従って、指定機関として業務を行える分野がまだ残されている以上、「完全制覇」の道を目指し、全ての業務をこなせる機関を目指すこととします。

現在、JTCCMでは建築基準法と住宅品質法に基づく指定機関として、大臣より4機関の指定を受け業務を実施しています。しかし、その業務範囲は、JTCCMが得意とする分野と中心としたものであり、逆にJTCCMに全く経験のない分野については積極的に取り組んでいないのが現状です。指定性能評価機関では、防耐火関係等試験を伴う性能評価を中心に実施していますが、逆に超高層建築物等の構造計算や避難検証などの高度な計算を行うものや昇降機等の設備関係は行っていません。指定認定機関では型式認定については延べ床面積300m²以下としていますし、製造者認証は海外の工場は行わない等、それぞれの機関において、何でもこなせるスーパー機関ではなく、まだまだの状態です。

指定機関として事業を立ち上げた以上、目標の一つとして、指定機関業務をすべてカバーする超一流の機関になることを掲げ、それを21世紀の初夢したいと思います。

現状での指定機関の取組み

性能評価事業に関係してJTCCMが指定を受け

ている機関は、表1のとおり、2つの法律ごとにそれぞれ2機関の指定を受けています。

表1 JTCCMが行う性能評価事業における指定機関の一覧

業務内容	建築基準法 (00/06/16指定)	住宅品質確保促進法 (00/10/03指定)
大臣認定の前さばき	指定性能評価機関	指定試験機関
型式認定・製造者認証	指定認定機関	指定住宅型式性能認定機関

この事業を推進している性能評価本部としては、性能評価事業の根幹となるであろうこれら業務を確実なものとするべく業務実施体制の整備及び業務を実施していますが、将来的な性能評価業務のビジョンともあわせて、まずこれら業務の取組みに関する今後の方向性について検討しました。

建築基準法の指定機関

指定性能評価機関一めざせ全項目制覇！

建築基準法において建設大臣が行う「構造方法等の認定」を取得するために必要な事前評価を行う業務であり、現状では、性能評価事業の中核事業となっています。業務内容は、防耐火関係の試験が伴う性能評価（防耐火構造、防火材料、防火設備等）がほとんどであり、その他構造関係で壁倍率の評価、音響関係で界壁の遮音、材料関係で指定建築材料、環境関係で換気・防湿等を対象し、指定区分全23項目中13項目の指定を受けています。

最終目標を全項目制覇として、①すぐに取り組むもの ②3年後をメドに業務着手するもの ③完全制覇として5年以内に着手するものに分類してみました。

1年後の予想と業務実施コンセプト

本年は、法改正に伴う制度及び連動する諸制度の整備が伴い、試験が伴う性能評価が軌道に乗ると想定されます。このため、試験が伴う性能評価は、中央試験所及び中国試験所所属の評価員を中

表2 指定性能評価機関の業務区分及び今後の取組み

指定区分	内 容	試験連動	現状 実施業務	業務対応		
				1年以内	3年以内	5年以内
1	防耐火構造等	○	○			
2	防火材料	○	○			
3	屋根防火構造	○	○			
4	界壁遮音構造	○	○			
5	尿尿浄化槽等	—	—	—	—	○
6	建築材料の品質	—	○			
7	居室の換気設備	—	○			
8	火気使用室の換気設備	—	○			
9	居室の床の防湿構造	—	○			
10	地下居室の外壁等	—	—	—	○	
11	超高層建築物等	—	—	○		
12	木造軸組耐力壁の倍率	○	○			
13	耐火性能検証等	—	○			
14	防火設備の作動性等	—	○			
15	煙突	—	—	○		
16	非常用照明装置	—	○			
17	避難安全検証	—	—	○		
18	飲料水の配管設備	—	—	—	—	○
19	冷却塔設備	—	○			
20	昇降機等	—	—	—	○	
21	避雷設備	—	—	—	—	○
22	遊戯施設	—	—	—	—	○
23	図書省略	—	—	—	○	

心に業務を実施することになると想定されます。一年以内、つまり2001年中に、業務区分を追加し、指定性能評価機関業務のうち、No.15煙突と、No.17避難安全検証を業務対象範囲に追加し、JTCCMが最も得意とする防耐火分野について全項目制覇します。また、No.11超高層建築物等の構造計算も行うようにし、スーパー性能評価機関に必須項目である業務を開始します。

避難安全検証については、耐火性能検証と連動して性能評価を行うことも可能になるでしょうし、マンションや事務所ビルを中心に高層化が進んでいる建築物に対しても性能評価業務を行える

ようになると思われます。

3年後の予想と業務実施コンセプト

3年間で一通りの業務実施が行われ、着手した業務についても安定が図られる頃ではないかと思われます。さらに業務範囲拡大を目指し、連動する業務の可能性も模索しつつ業務を実施できると思われます。

追加する項目は、No.10地階の外壁等の構造、No.20昇降機等、No.23構造計算プログラム等です。地階の外壁構造は、地階の居室の基準が緩和されたことに伴い、将来的に地階の利用が多くなることが想定されます。NO.20昇降機は、高層建

建築物に必ず用いられる昇降機を対象にし、一つの建築物について旧38条的にできるだけ広く包含して評価ができるようにするためです。また、構造計算プログラムも、IT技術の向上により今後一層普及が図られるものと想定され、建築分野に深くかかわるためにも必須といえるでしょう。

5年後の予想と業務実施コンセプト

5年後は性能評価業務を全てカバーし、法令業務はすべて対応できる体制とします。従いまして最後まで残った項目について業務対象とします。

指定認定機関—未知なる分野も制覇へ！

指定認定機関の業務は大きく2つに分類することができ、建物の型式（一定の仕様）が、あらかじめ法令に適合していることを認定するものである型式適合認定と、型式適合認定を行ったもののうち、一定の技術的生産条件に適合する型式部材等の製造者が対象になる型式部材等製造者の認証があります。

型式適合認定のうちの「建築物の部分」については、現状では延べ床面積300㎡以下を対象にし

表3 指定認定機関の業務区分及び今後の取組み

業務区分	内容	現状	業務対応		
			1年後	3年後	5年後
型式適合認定	1 建築物の部分 (対象延べ床面積)	◎ (300㎡以下)	◎ (2000㎡以下)	◎ (全て)	
	2 防火設備	◎	—	—	
	3 尿尿浄化槽	—	—	—	◎
	4 非常用の照明装置	◎	—	—	
	5 給水タンク等	—	—	—	◎
	6 冷却塔設備	◎	—	—	
	7 エレベーターの部分	—	—	◎	
	8 エスカレーター	—	—	◎	
	9 避雷設備	—	—	—	◎
	10 観光用エレベーターの部分	—	—	◎	
	11 観光用エスカレーターの部分	—	—	◎	
	12 遊戯施設の部分	—	—	—	◎
型式部材等製造者の認証	1 建築物の部分	◎			
	2 防火設備	◎			
	3 尿尿浄化槽	—	◎		
	4 非常用の照明装置	◎			
	5 給水タンク等	—	◎		
	6 冷却塔設備	◎			
	7 エレベーターの部分	—	◎		
	8 エスカレーター	—	◎		
	9 避雷設備	—	◎		
	10 観光用エレベーターの部分	—	◎		
	11 観光用エスカレーターの部分	—	◎		
	12 遊戯施設の部分	—	◎		
	国外製造者の工場対応	—	—		◎

ています。また、型式適合認定と型式部材等製造者の認証は連動しますので、現状では型式部材等製造者の認証の業務範囲は型式適合認定と同一にしています。

1年後の予想と業務対応コンセプト

指定性能評価機関の業務拡大にあわせ、型式適合認定の業務対象範囲も拡大します。建築物の部分については、対象とする延べ床面積を2000m²までとします。現状では延べ床面積300m²以下を対象にしていますが、マンションなどの中高層の建築物も対象に含めるためです。

型式部材等製造者の認証については、内容に関係なく業務対象に含めます。これは元々この分野については、公示検査事業やISO審査事業を通じてJTCCMが得意としてきた分野であり、すぐに業務範囲を拡大すべきであると思われます。

3年後の予想と業務対応コンセプト

指定性能評価機関の業務拡大に連動して、昇降機関係の型式認定業務にも取り組みます。

5年後の予想と業務対応コンセプト

性能評価機関の完全制覇と連動して、指定認定機関において設備関係の残りの区分を対象とし、スーパー認定機関を目指します。

住宅品確法の指定機関

指定試験機関—技術者集団の育成

現状で全ての業務を対象にしています。よって、今後業務区分の拡大の余地はありません。しかし、これからは建築基準法の性能評価とあわせて、ハイレベルな試験の審査についても取り組んでゆく必要があります。極端な例では、UFOが空から降りてきて、それを住宅として使うというような、ありそうでなさそうな話があったとしても、評価ができるようになるとういのですが。

指定住宅型式性能認定機関

—品質性能試験事業との連動

業務の区分では28項目すべてを対象にしていま

すが、型式住宅部分等製造者の認証は外国にある製造工場を対象にしていません。外国の製造工場についても、海外製品の輸入等により、型式認定と製造者認証を取得されるケースが多くなると考えられます。

性能評価本部業務ビジョン

最後に、21世紀の展望として、私なりのJTCCM性能評価事業のビジョンを考えました。

ビジョン：

「性能評価時代における技術者軍団を目指す。」

法令業務においては、JTCCMが既に指定を受けている4機関の他に機関の指定を受ける可能性がある項目に「指定確認検査機関」及び「指定住宅性能評価機関」の業務があります。これら業務につきましては、昨年1月の時点では対応を「凍結」としましたが、ここで業務を行わないことを宣言します。

性能評価機関等の業務に併せて指定確認検査機関業務を行うことにメリットがあるとは思われますが、JTCCMは確認検査業務実施に伴う格付け機関への道ではなく、格付けに必要な技術的評価を行う技術者集団になる道を選ぶこととします。

また、既に指定されている4機関の業務については、どこの指定機関でも行う業務の内容と金額は同じです。従いまして、業務処理の迅速化、技術的質問等に応えられる高度な技術力の確保をしてこそJTCCMが行う営業のスタンスであると考え、業務を推進します。

また、これからは、法令事業による評価・認定の業務を通じて、建築基準法や住宅品確法の指定機関業務以外にも、今までの試験等の技術的蓄積を有効的に活用して、多様な性能評価事業を推進を進めることが大事です。

「試験」のJTCCMから、「試験」「評価」「認定」のJTCCMへ、これからも業務を拡大し、少しでもご利用される方のお役に立てるよう努力してゆ

く所存です。

1年間ご笑読ありがとうございました。また、
貴重なご意見を提供していただいた皆様に感謝申
し上げます。

なお、この連載の後を引きつぐ形で、仲谷副本
部長による「建築と住宅の性能評価に関するQ&
A」がスタートします。

そちらの方も引き続きご覧いただきますようお
願い申し上げます。

表4 指定試験機関及び指定住宅型式性能認定機関の業務区分及び今後の取組み

区分	内容	現状			対応
		試験	認定	認証	
1	耐震等級（倒壊防止）	○	○	○	○
2	耐震等級（損傷防止）	○	○	○	○
3	耐風等級（倒壊・損傷防止）	○	○	○	○
4	耐積雪防止（倒壊・損傷防止）	○	○	○	○
5	地盤又は杭の許容支持力等	○	○	○	○
6	基礎の構造方法等	○	○	○	○
7	感知警報装置（自住戸火災）	○	○	○	○
8	感知警報装置（他住戸火災）	○	○	○	○
9	避難安全対策	○	○	○	○
10	脱出対策	○	○	○	○
11	耐火等級（開口部）	○	○	○	○
12	耐火等級（開口部以外）	○	○	○	○
13	耐火等級（界壁・界床）	○	○	○	○
14	劣化対策	○	○	○	○
15	維持管理対策（専用部分）	○	○	○	○
16	維持管理対策（共用部分）	○	○	○	○
17	省エネルギー対策	○	○	○	○
18	ホルムアルデヒド対策	○	○	○	○
19	全般換気対策	○	○	○	○
20	局所換気設備	○	○	○	○
21	単純開口率	○	○	○	○
22	方位別開口比	○	○	○	○
23	重量床衝撃音対象	○	○	○	○
24	軽量床衝撃音対象	○	○	○	○
25	透過損失等級（界壁）	○	○	○	○
26	透過損失等級（外壁開口部）	○	○	○	○
27	高齢者等配慮対策（専用部分）	○	○	○	○
28	高齢者等配慮対策（共用部分）	○	○	○	○
住宅型式性能認定の対象床面積		300m ² 以下			5年後までにすべて
型式住宅部分等製造者の認証の海外対応		未対応			5年後までに海外も

建築と住宅の性能評価に関するQ&A

Vol. 1

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思っております。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

e-mail nakaya@jtccm.or.jp

Q 建築基準法の改正によって、防火材料及び防耐火構造等の大臣認定手続きがどのように変わったのか？

A 平成12年6月1日から、改正建築基準法が完全に施行されることになり、大臣に代わって、材料及び構造の性能を民間が評価することができるようになりました。これまでも、日本建築センターが認定をおこなっていたのではないかと、思われるかもしれません。しかし、建築センターがおこなっていたのは、あくまでも建設大臣がおこなう指定ないしは認定行為の前捌きにすぎません。実際

には、建築センターは個別の企業からの大臣認定の際の事前審査の意味で、建設省の依頼を受けて自主的に評価を実施していただけです。一方、団体がまとめて指定・認定を申請する通則認定の際には、建設省の付属機関である建築研究所が責任を持って、評価をおこなってきました。

ところが、新法の下では、この流れががらりと変わってしまいました。あまりにも劇的な変わり方でしたので、性能評価機関にお見えになるお客様の中には、なかなか変化を理解してくださらない方がいらっしゃいます。この場を借りて、どのように変わったのかを簡単に説明させていただき

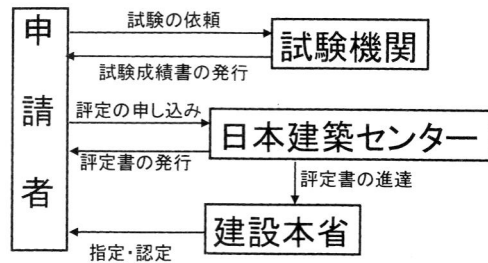


図1 旧建築基準法における手続きの流れ

たいと思います。

6月1日までは図1にあるように、建設大臣から指定・認定を受けようとする際には、まず、建設省が指定する試験機関で試験を実施して、試験成績書を発行してもらいます。次に、その試験成績書を添付して、日本建築センターに評価の申し込みをおこなうこととなります。日本建築センターは、評定委員会で審議した結果を評定書の形にとりまとめ、申請者に発行します。本来は、この評定書を添付して、建設大臣に指定・認定の申請をおこなうのですが、事務の簡素化を図るために、日本建築センターが申請者に代わって、評定書を建設

本省に進達していました。従って、申請者の立場から見ると、日本建築センターに評定を申請し、評定が無事に終了すると、自動的に大臣から認定がもらえるように見えていました。

新法になってからは、法令で規定する構造及び方法について建設省から指定を受けた（海外の機関の場合には承認を受けた）性能評価機関で、建築基準法の要求を満足していることの評価を実施することが、法律で位置づけられました。この性能評価は、必ずしも試験の実施を伴わなければならないものではありませんが、防火関係の材料及び構造の認定については、試験の実施が義務づけられています。従って、図2にあるように、大臣認定を取得しようとする方は、まず、性能評価機関で試験を伴う性能評価を受けていただくこととなります。その後、申請者が、性能評価機関の発行した性能評価書をもって、建設大臣に認定の申請をすることとなります。

申請者の側から見ると、従来の試験機関が、建築センターがおこなっていた評定も一緒に実施するようになったと見えるかもしれません。実際には、それ以上の権限と責任が、建設大臣から新たな性能評価機関に委譲されています。法令上、最終的に大臣が認定するかどうかを決めるのは、建設省の役割となっています。しかし、性能評価機

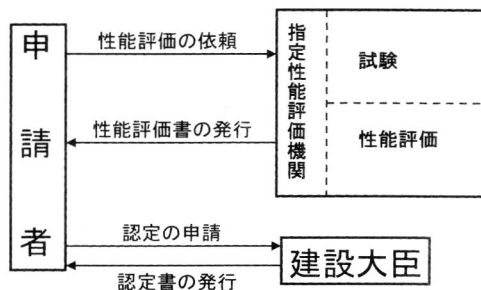


図2 新建築基準法における手続きの流れ

関の発行する性能評価書に基づいて認定をおこなうことが、明確に法律でうたわれているので、実質上、性能評価の完了を持って認定の取得ということになります。

このように、性能評価機関は、重大な責任を果たさなくてはならなくなりました。このため、性能評価は、大臣がその能力を認めた認定員2名以上で実施することが法令で定められています。建材試験センターは、5名以上の職員が防火を専門とする認定員として建設省から認められました。これは、これまでの防火試験の実施に関する業績が、建設省から高く評価されたものと考えられます。なお、当センターでは内部の職員による審査の他に、菅原東大教授並びに前田千葉大教授にも、認定のための審査にご参加いただき、審査の内容を常に高い水準に保つよう努力しております。

Q 新建築基準法における、防火材料及び防耐火構造等の性能評価は、どのようにおこなわれるのか？

A 旧法における指定・認定は、建設省が定めた試験法に則って、指定試験機関で試験データを求めるところから始まりました。得られた試験の結果は、建築センターに設置されていた防火性能評定委員会で審議されました。ここでの審議の進め方について、法的な制約は一切ありませんでしたので、割に自由に試験の結果を解釈し、法令の要

求への適合性を議論することができました。これは、試験方法に係る部分が、法律及び政令といった法令による規定、もしくは告示、通達といった伝達手段によって、建設省が規定していたということの影響が大きくありました。このほかに、評定を実施する機関が、建築センターに限定されていたので、解釈についても、必要に応じていくら

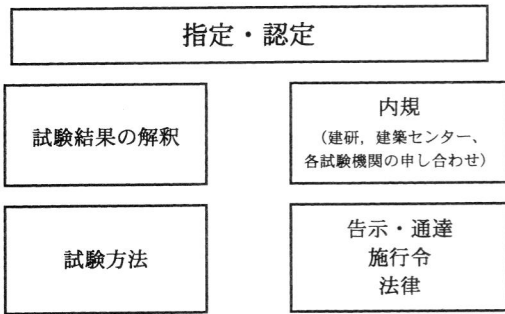


図3 旧建築基準法における指定・認定の仕組み

でも内規を定めて対応することができたということもありました(図3)。

新法においては、指定・認定のための評価は、性能評価機関で一貫しておこなわれることになりました。また、法令は、性能評価のよりどころとなる基本的な要求についてのみを規定することとなりました。試験の方法を含む性能評価の進め方については、性能評価機関が独自に定めることとなりました。但し、独自に定めることができるといっても、省令の規定により、各評価機関が業務方法書として定めて、それを事前に建設省に届け出て認可を得ておかなければなりません。建築センターの評定委員会でおこなっていたように、適宜、内規を定めるというやり方は、もうできなくなりました(図4)。これは、指定・認定手続きの透明性を高めるといふ、建設省の方針を反映したもとなっております。

各評価機関は、上記の建設省の方針を受けて、他とは異なる独自の評価方法を定めてもよくなったわけですが、そのようなことをすると、社会にいらぬ混乱を招き入れることになりません。そこで、各評価機関は自主的な集まりを持って、お互いの業務方法書のすりあわせを実施いたしました。従って、現在、評価機関として指定されるいる機関は、どこも、ほぼ同一の業務方法書に則って業務を実施しています。今後は、各機関が、あ

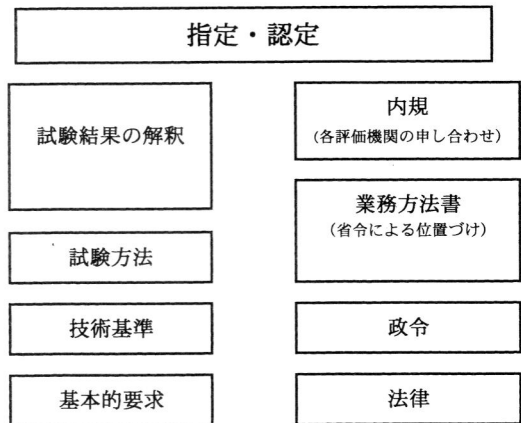


図4 新建築基準法における指定・認定の仕組み

る程度の独自色を打ち出していくことも考えられますが、当面は、無用の混乱を避けるために自主的な協調路線を継続していくことで合意しています。

なお、新法に基づく性能評価においては、試験を必ず伴うこととなりますので、大臣認定が終了した後に、仕様を変更したり、追加したりすることはできなくなりました。性能評価を申し込む際には、申請する仕様の範囲について、事前にご相談下さい。仮に、試験体の仕様と申請仕様との間に差がある場合には、合理的な理由があることが大前提となります。

仕様の範囲の検討においては、当センターにいる経験豊かなスタッフが、皆様のご相談にできるだけ応じさせていただきます。しかし、性能評価に当たる者がコンサル業務を兼務することは禁じられておりますので、その対応には限界があることを、ご承知おき下さい。

また、既存の業務方法書で判断しかねる新工法・製品についても、お客様のニーズに合わせた評価を実現できるように、業務方法書の改善に努めて参ります。ご要望等がございましたら、性能評価本部までお知らせ下さい。

ニュース・お知らせ

(((((.....))))))

工事材料試験部門6試験室 「試験事業者 (JNLA)」に認定される 工事材料部

中央試験所工事材料部の6試験室（草加，三鷹，浦和，横浜，両国，船橋）では，試験所としての信頼性を更に高めるために，昨年度からISOガイド25に基づいた品質システムの構築を進めてきました。

本年8月に通産省工業技術院標準部試験所認定業務室に工事用材料試験部門のJNLA申請書を提出し，10月16日の両国試験室を皮切りに11月8日までに6試験室の審査を受けました。

その結果，工事材料部6試験室すべてが平成12年12月22日付きで通商産業大臣から工業標準化法に基づく「試験事業者」に認定されました。

中央試験所では，平成12年度の事業計画に工事材料部6試験室のJNLA認定取得を掲げ，年度当初から6試験室共通の工事材料試験「品質マニユア

ル」を制定し，品質システムの運用を開始するなど試験事業者認定取得のための準備を進めてきたところでしたが，今回の6試験室の「試験事業者」認定取得により，ISOガイド25に基づく品質システムを中央試験所におけるすべての試験グループ及び試験室で構築したことになります。また，JNLA認定取得に関しては，構造・材料部の無機，有機，構造グループと防火・環境部の物理グループの4グループが中央試験所として取得したのに加え合計7事業所となります。

今後，中央試験所に於いては必要な分野で，JNLA認定取得を拡大するとともに，そのシステムを維持改善することによって，更に信頼できる試験機関となるように鋭意努力を重ねて行く所存です。

工事材料部6試験室が取得した認定試験事業者識別番号及び試験事業者の認定範囲は，下表のとおりです。

試験事業者 認定範囲一覧表 [建築材料分野・金属材料分野]

認定区分の名称 試験方法	認定範囲	
	日本工業規格の番号	名 称
材料強度試験 JIS A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法)	JIS A 5002	構造用軽量コンクリート骨材
材料引張試験 JIS Z 2241 (金属材料引張試験方法)	JIS A 5526 JIS G 3108 JIS G 3132	H形鋼くい みがき棒鋼用一般鋼材 管用熱間圧延炭素鋼鋼帯
材料曲げ試験 JIS Z 2248 (金属材料曲げ試験方法)	JIS G 3125 JIS G 3132	高耐候性圧延鋼材 鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯

認定試験事業者識別番号

識別番号	事業者名
LJP1-Z80111JP	中央試験所
LJP1-000155JP	中央試験所工事材料部浦和試験室
LJP1-000156JP	中央試験所工事材料部船橋試験室
LJP1-000157JP	中央試験所工事材料部草加試験室
LJP1-000158JP	中央試験所工事材料部横浜試験室
LJP1-000159JP	中央試験所工事材料部両国試験室
LJP1-000160JP	中央試験所工事材料部三鷹試験室

ISO 9000シリーズ・ISO 14001登録事業者

ISO 9000 (JIS Z 9900) シリーズ

(財)建材試験センター-ISO審査本部 品質システム審査部では、下記企業 (25件) の品質システムをISO9000 (JIS Z 9900) シリーズに基づく審査の結果、適合と認め、平成12年11月15日、12月1日付で登録しました。これで、当センターの累計登録件数は876件になりました。

平成12年11月15日、12月1日付登録事業者

ISO 9000 (JIS Z 9900) シリーズ

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	所在地	登録範囲
RQ0852	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901 : 1998	2003/11/14	不二建設株式会社 東京支社	東京都港区芝3-5-5芝公園ビル	建築物の設計・工事監理及び施工並びに付帯サービス
RQ0853	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901 : 1998	2003/11/14	株式会社中野建設	佐賀県佐賀市水ヶ江2-11-23 <関連事業所> 佐賀舗装事務所、嘉瀬アスファルトプラント、鹿島営業所、鹿島舗装事務所、鹿島アスファルトプラント、機材センター、住宅部、福岡支店、春日営業所 株式会社中野ハウジング 本社、唐津営業所、武雄営業所、福岡営業所	建築物、土木構造物の設計・工事監理及び施工並びに付帯サービス (工事監理は建築物に限る)、舗装材料の製造
RQ0854	2000/11/15	ISO/DIS 9001:2000	2003/11/14	新興窯業株式会社	岐阜県土岐市鶴里町柿野字広畑2322-32 <関連事業所> 総合企画部 物流課：愛知県瀬戸市広之田町248	セラミック系舗装材、陶磁器質タイルの設計・開発及び製造
RQ0855	2000/11/15	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902 : 1998	2003/11/14	株式会社坂詰組	新潟県北蒲原郡安田町大字保田4177-1 <関連事業所> 新潟営業所、豊栄営業所、会津営業所	土木構造物、建築物の施工
RQ0856	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901 : 1998	2003/11/14	株式会社加賀田組 大阪支店、本社土木本部技術部、本社開発・設計本部設計部	大阪府大阪市中央区本町1-7-1三星本町ビル9F	土木構造物、建築物の設計・工事監理及び施工並びに付帯サービス (工事監理は建築物に限る)
RQ0857	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901 : 1998	2003/11/14	株式会社加賀田組 東北支店、本社土木本部技術部、本社開発・設計本部設計部	宮城県仙台市青葉区上杉1-6-6	土木構造物、建築物の設計・工事監理及び施工並びに付帯サービス (工事監理は建築物に限る)
RQ0858	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901 : 1998	2003/11/14	長谷川体育施設株式会社 中部支店	愛知県名古屋市中区栄2-6-12白川第一ビル	体育施設等の土木構造物の設計及び施工
RQ0859	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901 : 1998	2003/11/14	株式会社塚本工務店	群馬県藤岡市藤岡1848-1	建築物の設計・工事監理及び施工 土木構造物の施工及び付帯サービス
RQ0860	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901 : 1998	2003/11/14	株式会社前川元組	福井県福井市御幸2-14-30	建築物の設計・工事監理及び施工並びに付帯サービス

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	所在地	登録範囲
						土木構造物の施工及び付帯サービス
RQ0861	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901:1998	2003/11/14	株式会社日曹建設	新潟県中頸城郡中郷村藤沢1169 <関連事業所> 上越支社, 新井出張所, 板倉出張所, 妙高出張所	建築物の設計・工事監理及び施工並びに付帯サービス 土木構造物の施工
RQ0862	2000/11/15	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/14	水谷建設株式会社 土木本部	三重県桑名市大字蛸塚新田328	土木構造物の施工
RQ0863	2000/11/15	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901:1998	2003/11/14	有限会社今井産業	岐阜県益田郡馬瀬村名丸1533-1	原石山の採掘設計 道路用砕石, 管渠等を保護する為のクッション用砂の採掘及び製造
RQ0864	2000/11/15	ISO/DIS 9001 : 2000	2003/11/14	西松建設株式会社 技術研究所	神奈川県大和市下鶴間2570-4 <関連事業所> 愛川衝撃振動研究所	建設分野における調査及び技術開発
RQ0865	2000/11/15	ISO/DIS 9001 : 2000	2003/11/14	西松建設株式会社 平塚製作所	神奈川県平塚市大神3072	シールド掘進機の設計及び製造 鋼製セグメント, 建築鉄骨の製造
RQ0866	2000/11/15	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/14	株式会社村下建設工業	青森県三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢尻15-1	土木構造物の施工及び道路の舗装
RQ0867	2000/12/01	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901:1998	2003/11/30	日本舗道株式会社 北信越支店	新潟県新潟市米山15-11-21	道路施設等の土木構造物の設計及び施工並びに付帯サービス
RQ0868	2000/12/01	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/30	大永建設株式会社	沖縄県浦添市牧港1-62-19	土木構造物の施工
RQ0869	2000/12/01	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/30	株式会社道端組	福井県福井市長本町209 <関連事業所> プラント事業部, 金沢営業所, 敦賀営業所, 関西営業所, 名古屋営業所	土木構造物の施工, 道路等の舗装及び舗装材料の製造
RQ0870	2000/12/01	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/30	大石建設株式会社	静岡県榛原郡吉田町大幡2130	土木構造物の施工
RQ0871	2000/12/01	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901:1998	2003/11/30	小手川工業株式会社	愛媛県伊予郡松前町大字北黒田850	橋梁, 水門等の鋼構造物の設計及び製造並びに施工
RQ0872	2000/12/01	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/30	三丹開発株式会社 本社	京都府福知山市字新庄小字本庄河原795-1	建築物, 土木構造物の施工
RQ0873	2000/12/01	ISO 9001 : 1994 JIS Z 9901:1998	2003/11/30	株式会社田中工業	栃木県宇都宮市築瀬町1923-2	給排水衛生設備・空調設備, 上下水道施設の設計及び施工並びに付帯サービス
RQ0874	2000/12/01	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/30	株式会社百次建設	鹿児島県肝属郡根占町川南3111	土木構造物の施工
RQ0875	2000/12/01	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/30	渋谷建設株式会社	山形県山形市東青田5-1-5	土木構造物の施工
RQ0876	2000/12/01	ISO 9002 : 1994 JIS Z 9902:1998	2003/11/30	海原建設株式会社	大阪府大阪市北区梅田1-2-300	建築物, 土木構造物の施工

ISO 14001 (JIS Q 14001)

(財) 建材試験センターISO審査本部 環境マネジメントシステム審査部では、下記企業 (7件) の環境マネジメントシステムをISO14001 (JIS Q 14001) に基づく審査の結果、適合と認め、平成12年12月1日付けで登録しました。これで当センターの累計登録件数は163件になりました。

平成12年12月1日付登録事業者

ISO 14001 (JIS Q 14001)

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	所在地	登録範囲
RE0157	2000/12/01	ISO 14001:1996 JIS Q 14001:1996	2003/11/30	株式会社ミサワ テクノ ミサワホーム沼 田工場	群馬県沼田市横塚町397	株式会社ミサワテクノ ミサワホーム沼田工場敷地内における工業化住宅用構成材及び付属品の製造に関わる全ての活動
RE0158	2000/12/01	ISO 14001:1996 JIS Q 14001:1996	2003/11/30	ヤハギ緑化株式 会社	愛知県名古屋市中区東桜2-10-1	ヤハギ緑化株式会社及びその管理下にある作業所群における「造園並びにゴルフ場の設計、施工、維持管理」に関わる全ての活動 (但し、支店・営業所は除く)
RE0159	2000/12/01	ISO 14001:1996 JIS Q 14001:1996	2003/11/30	安藤建設株式会 社 横浜支店	神奈川県横浜市中区尾上町5-77	安藤建設株式会社 横浜支店及びその管理下にある作業所群における「建築物並びに土木構造物の設計及び施工」に関わる全ての活動
RE0160	2000/12/01	ISO 14001:1996 JIS Q 14001:1996	2003/11/30	株式会社アース トン 大垣工場	岐阜県大垣市赤坂町1982	株式会社アーストン 大垣工場敷地内 (本社総務課を含む) における「建築用石材及びそれらの施工材料の製造」に関わる全ての活動
RE0161	2000/12/01	ISO 14001:1996 JIS Q 14001:1996	2003/11/30	株式会社イナッ クス 土浦工場	茨城県新治郡千代田町上稲吉東清水2048	株式会社イナックス 土浦工場敷地内における「土系内外装化粧材及び舗装材の開発、設計、製造並びに廃棄物処理場の維持管理」に関わる全ての活動
RE0162	2000/12/01	ISO 14001:1996 JIS Q 14001:1996	2003/11/30	株式会社パイロ ット 商品計画部TCR製 造課	埼玉県比企郡滑川大字都25-8	株式会社パイロット 商品計画部TCR製造課における「リサイクルトナーカートリッジの製造」に関わる全ての活動
RE0163	2000/12/01	ISO 14001:1996 JIS Q 14001:1996	2003/11/30	株式会社佐賀イ ナックス	佐賀県多久市東多久町大字別府3462	株式会社佐賀イナックスにおける「バスルームユニットの設計・開発及び製造、カウンター、洗面化粧台、浴槽の製造」に関わる全ての活動

ニューズペーパー

労働安全衛生規格・産業別規格認める

ILO

国際労働機関（ILO）が制定を目指している労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）ガイドライン規格の事実上の最終原案が明らかになった。ドイツで開かれた非公式会合を踏まえILO本部が集約したもので、産業別規格の役割を認めるなどユーザーニーズを重視した。序文の他、方針、事業場、計画及び実施、実施状況調査、評価の5部構成。ILOガイドラインと各国規格、業種別規格との関係に言及したのがポイント。ユーザーとなる企業は、ILOガイドラインに直接準拠できるほか、ILO準拠の国家規格やさらに両者を踏まえた産業別規格を導入することも認められる。そのため各国規格についても、事業場の特殊性に対応できる「許容する柔軟性」を要求した。表現や用語などを手直した上で英、仏、スペインの3カ国語に翻訳、12月中旬には各国に正式提示して意見集約を目指す。

H12.11.7 日刊工業新聞

循環型住宅開発へ

通産省

通産省は使用する建築資材の量を現行比で半減、解体時の廃材の量を五分の一に減らす「資源循環型（百年）住宅」の技術開発に乗り出した。これは建設廃棄物を減らす観点から①設計時からの廃材の発生抑制・使用部材の長寿命化とリフォーム・解体、リサイクル技術②耐久性・リサイクルの評価技術③太陽光・燃料電池などを組み合わせた住宅用高効率エネルギー供給システムの確立を目指す。

H12.11.8 日本工業新聞

WTO/TBT協定「3年見直し」

通産省

WTO/TBT（貿易の技術的障壁に関する）協定の第2回「3年見直し」がWTO本部（ジュネーブ）で開催された。今次見直しにおいては、国際規格作成プロセス（ISOなどの規格作成プロセス）に対する我が国産業界の懸念を踏まえ、①国際規格作成プロセスにおける透明性、開放性、公平性などの確保、②国際規格に関する市場適合性の確保などを我が国として主張してきた。この結果として、今次3年見直し報告書の付属書として採択された、「国際規格作成プロセスに関する諸原則」において、我が国より提案していた上記①、②の概念が、米国、カナダ等アジア太平洋地域の先進国及び一部途上国の積極的な支持を受けて、広く反映されることとなった。

H12.12.6 通産省公報

MSS作成指針を発行

ISO

マネジメントシステム規格（MSS）作成の指針となるガイドライン規格が国際標準化機関（ISO）の各国投票で承認され、国際規格として発行することが決まった。MSSは企業経営上の手法として定着してきたマネジメントシステム構築の手法を標準化するのが狙い。労働安全衛生や個人情報管理など新規格に関心が高まっているだけに、国際的に高い評価を得ている品質（ISO9000シリーズ）、環境（同14000シリーズ）の両規格と整合性の取れた新マネジメントシステム規格制定の有力なツールになると期待される。

H12.11.7 日刊工業新聞

住宅改修に検査制度

建設省

建設省は2001年度からスタートする第8期住宅建設5カ年計画の行動計画となる「住宅市場環境整備計画」の案をまとめた。リフォーム工事の検査・保証制度や中古住宅の検査・性能表示制度など新制度の創設や高齢者居住対策、賃貸住宅のトラブル解消策などを盛り込んでいる。これまでの住宅政策は「量の確保」に重点を置いてきたが、「質の重視」へとシフトさせ、良質な住宅供給と円滑な市場取引を支援するのが狙い。

住宅の売買・賃貸契約の際に、住宅の質を客観的に判断できるような基準を整備し、市場に活性化につながる考え。同計画案は、12月中にも一般公表して意見を募り、3月に正式決定する予定。

H12.12.4 建設通信新聞

「シックハウス症候群」に対応

建設省

建設省は住宅建材に含まれる化学物質が原因で住宅の入居者が体調不良を訴える「シックハウス症候群」に対応するため、建材や換気設備など住宅の建築基準を新たに作成する方針を固めた。

2001年末までに具体案をまとめ建築基準法改正を視野に入れた検討に乗り出す。実現すれば一定の条件を満たさない建材の使用を全面禁止する初の「シックハウス規制」となる。現在でも合板などの住宅建材については日本農林規格（JAS）等ホルムアルデヒドの放散量に応じた等級を定めているが放散量の多い建材の使用を禁止する強制力はない。シックハウスの被害増を踏まえ、建設省は建材の使用規制にまで踏み込む必要があると判断した。

H12.12.5 日本経済新聞

集団規定の見直し

建築審議会

建築審議会は5日、総会において、建ぺい率制限や用途制限などを規定している建築基準法の集団規定見直しの方向性を中間取りまとめとして報告した。広大な低未利用地の土地利用転換に伴う暫定的な利用、街区や通り沿いなどまとまりのある単位での規制、GIS（地理情報システム）等の活用による敷地情報の検討、自治体やNPOとの連携など盛り込まれている。来年1月に発足する社会資本整備審議会でも引き続き検討をしてもらう。これはそのメッセージとして位置づけるとしており、法律の見直しなど具体案は来年以降に持ち越されることとなった。

H12.12.13 住宅産業新聞

家電の“余命” ICに記録

通産省

通産省は家電製品の二次利用促進を目的に製品の使用履歴データを記録するICチップの開発に乗り出す。家電メーカーが製造段階で製品に組み込み、記録情報はリサイクル業者が小売店から製品を引き取る際の残存価値を測る目安になる。来年1月に新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が開発企業の公募を開始する。実用化段階では国際標準化機構（ISO）による標準化を呼び水に家電メーカーの採用を促す。通産省では使用履歴をもとに残存価値を正確に把握できれば、テレビや音響・映像（AV）、エアコン等廃家電製品の再使用や再資源化を円滑化できると見ている。資源の有効活用と半導体需要の創造という一石二鳥の経済効果が期待できそう。

H12.12.8 日刊工業新聞

「建材試験情報」年間総目次

	巻頭言	寄稿	技術レポート	試験報告	規格基準紹介
1	新年を迎えて ／大高英男	新春特集：建築における性能規定 ●新春特集号発刊に当たって／小西敏正 ●性能規定の国際動向／菅原進一 ●建築基準法における促進等に関する法律のあらまし／真鍋 純 ●JIS再編（階層化・総合化と性能規定化）のねら ●建材試験センターの初夢／藏 眞人 ●法令事業への取り組みについて／飛坂基夫			
2	「性能」の時代へ ／水谷達郎	————	コンクリートの曲げ強度試験及び引張強度試験に関するJISとISOの比較実験 ／中村則清 他	幼児用木製椅子の繰返し衝撃試験	ポリマーセメントモルタルの試験方法
3	建材試験センター・考 ／菅原進一	集合住宅開口面の完全スリットの性能基準について／清家剛	鉄筋コンクリート柱の軸圧縮性状における横補筋配筋形式の拘束効果に関する実験研究 ／伊藤嘉則 他	木粉高充てん木質複合材の燃焼試験 化粧石膏ボードの性能試験	浮き床用ロックウール緩衝材
4	性能評価本部の発足 ／藏 眞人	住宅性能表示制度と表示・評価の基準（素案）について ／真鍋 純	エポキシ樹脂系塗床材のクリープ性状とふくれの成長 ／松原知子 他	インターロッキングブロックの性能試験	————
5	公的試験機関の財政基盤について ／五十嵐定義	勤住協環境マネジメントシステム（ISO 14001）の認証取得について／植田衛	サッシの遮音性能試験／越智寛高	粗骨材の耐火度試験	建築用コンクリートブロック
6	性能「値」競争 ／坂本 功	ハーフPCaを用いた二方向性ボイドスラブ工法の概要と協議会設立・工場認定制度の導入 ／坪沼和充	メンブレン防水層の耐久性能評価試験と結果その1 熱劣化・水分劣化／清水市郎	セメント板裏張表面フロート板ガラス積層太陽電池の性能試験	建築用発泡体ガスケット
7	性能評価時代の試験機関として ／勝野奉幸	————	建築用断熱材の熱伝導率に関する検討 その1 最近の計測データに基づく実態調査 ／高木亘 他	圧縮強度試験用軽量型枠の性能試験	————
8	心地よい言葉の響きは懐の痛みを伴う ／菊池雅史	次世代省エネルギー基準の適合住宅に関する評価と評定 ／坂本雄三	鉄骨コンクリート基礎梁を用いた固定柱脚に関する実験的研究（その3）／橋本敏男	びょうの性能試験	太陽集熱器の集熱性能試験方法（その1）
9	指定性能評価機関の発足にあたって ／立石 真	土木コンクリート構造物の耐久性向上 ／町田篤彦	防火材料の統計的整理と検討／西本俊郎	ホール用いすの実験室における等価吸音面積の性能試験	太陽集熱器の集熱性能試験方法（その2）
10	性能表示と評価・設計責任 ／安岡正人	ISO/IECガイド21/山口敦史 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について／建設省建設経済局事業統括調整官室	長期材齢における高強度コンクリートの圧縮強度と弾性係数の関係に関する研究 ／中村則清	日除けの性能試験	吸音材料
11	「美しいまちづくり」の実現に向けて ／岡田隆臣	通商産業省のリサイクル政策の概要／通商産業省環境立地局リサイクル推進課	高強度コンクリートの耐火性に関する実験／井上明人	遮音置敷き床工法の性能試験	サッシの開閉繰返し試験方法
12	正直な建材 ／田辺新一	建設業における外部コスト評価に関する研究 ／福田俊之 他	人工太陽を用いた日射遮蔽性能の測定に関する実験的研究 ／藤本哲夫 他	書棚の性能試験	ドアセット

試験のみどころ・おさえどころ	試験設備紹介・業務紹介	連載 性能規定時代を読む	その他	
性能規定／香山 幹 い-コンクリート製品の検討状況／平野由紀夫	●「住宅の品質確保の 検査状況」	トビックス (Vol.1) さえきくんコーナー (Vol.1)	●年間総目次	1
フリーアクセスフロア の耐震性能試験 ／橋本敏男	—————	トビックス (Vol.2) 試験方法の改正 (Vol.1) さえきくんコーナー (Vol.2)	●ISO/TAG8 (建築) で議論されている「性能 規定」／齋藤元司 ●ISO/TC163断熱国際会議報告／上園正義	2
エスカレータステッ プの性能試験 ／白岩昌幸	—————	トビックス (Vol.3) さえきくんコーナー (Vol.3)	●労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS) の現況について／上杉勝之	3
まぐさパネルの面内 曲げ試験／川上修	「大型壁炉」の更新が 終了	トビックス (Vol.4) さえきくんコーナー (Vol.4)	●建築基準法施行令案について／飛坂基夫	4
実験室における木造 床の音響性能試験 ／佐藤正之	—————	トビックス (Vol.5) さえきくんコーナー (Vol.5)	●ISO/TC 162 (窓及びドア) 東京会議の概要報 告／勝野奉幸	5
あと施工アンカー試 験方法／白岩昌幸	—————	トビックス (Vol.6) さえきくんコーナー (Vol.6)	●ハーフPCa床板製造工場技術審査実施につい て／飛坂基夫	6
骨材試験方法 (ふる い分け, 単位容積質 量, 密度及び吸水率) ／鈴木澄江	中央研究所・無機グ ループ	トビックス (Vol.7) さえきくんコーナー (Vol.7)	●建設関連産業の品質ISOと環境ISO／大西正宏 ●第24回ISO/TAG8 (建築) 国際会議概要報 告／齋藤元司	7
実験室における音響 透過損失測定方法 ／越智寛高	工事材料部-コンク リートの品質確保へ の取り組み-	トビックス (Vol.8) さえきくんコーナー (Vol.8)	●アラブ首長国連邦ドバイ紀行-世界建築主事機 構／藏 真人 ●平成11年度事業報告概要	8
—————	載荷加熱試験用「大 型壁炉」中国試験所	トビックス (Vol.9) 試験方法の改正 (Vol.2) さえきくんコーナー (Vol.9)	●建材試験センターにおけるJNLAへの取り組み について／柳 啓	9
換気ガラの防水性 試験について ／松本知大	「四面柱載荷加熱炉」 として再デビュー	トビックス (Vol.10) 試験方法の改正 (Vol.3) さえきくんコーナー (Vol.10)		10
建築物の床衝撃音遮 断性能の測定法と建 築物及び建築部材の 遮音性能評価方法 ／阿部恭子	防火・環境部「熱湿 気試験」	トビックス (Vol.11) 試験方法の改正 (Vol.4) さえきくんコーナー (Vol.11)	●ISO/TC92 (火災安全) の活動／仲谷一郎	11
—————	床衝撃音実大試験建 屋音響試験室	トビックス (Vol.12) さえきくんコーナー (Vol.12)	●「解体廃石膏ボードの再資源化技術開発」北 米調査団報告／加藤雅久	12

あとがき

21世紀の最初の年に当たり「建材試験情報」の表紙を一新しました。昨年の表紙はミレニアム記念を意識した時を刻むイメージのデザインとしましたが、今年は表紙の「建材試験情報」のロゴ配置も一新し、新しい世紀への意気込みを込めたつもりです。今年1年間はこのデザインで通した上で、その後は皆様の反応を見ながら長期継続を検討したいと思います。

新しい世紀がどのようなものになるかは誰も想像し得ないことではありますが、しかし地球環境問題が大きな課題となることは間違いなさそうです。昨年はJTCCM新規事業として、改正基準法と住宅品確法による性能評価等の事業が発足し、組織的にも性能評価本部を開設しました。

我が国の極端に短い寿命の建築物を、ロングライフ化するためには、良質な建築物が経済的に「正当な評価」を受けるようになることが必要です。そして建築物のロングライフ化は、省エネルギー効果と地球環境保護への多大の貢献が出来るものと考えています。

性能評価事業は、「正当な評価」という視点から大きな役割を発揮する事業であることを確信しながら、21世紀の第一歩をしっかりと踏みしめたいと考え、新規事業の特集で新世紀のスタートを切りました。今年もご愛読いただきますように！

(藏)

編集たより

新世紀あけましておめでとうございます。

よい正月を迎えられたこととお喜び申し上げます。

この情報誌も節目の年を機に、英文名を **The JTCCM Journal** としこれを表紙にデザイン化しました。

昨今ではIT革命が叫ばれ、電子媒体による情報の伝達が益々多くなってきています。そのため、活字にした図書の売れ行きが低下して出版社が困っているとの話も聞きます。スピード、コスト等の点で電子化は避けられないものとなりますが、記録だけでなく記憶に残す知識の蓄積法としては、紙での情報伝達に棄てがたいものがあります。

本誌も「情報として伝えたいものは何か」を自問し、情報発信源としての主張・目的を鮮明にして、さらに内容を充実することで、読者の皆様に発刊が待たれるような情報誌にしていけたらと思っています。

(齋藤)

建材試験情報

1
2001 VOL.37

建材試験情報 1月号

平成13年1月1日発行

発行人 水谷久夫

発行所 財団法人建材試験センター

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-9-8

友泉茅場町ビル

電話(03)3664-9211(代)

FAX(03)3664-9215

http://www.jtccm.or.jp

編集 建材試験情報編集委員会

制作協力 株式会社工文社

・発売元 東京都千代田区神田佐久間河岸1-3

柴田ビル5F 〒101-0026

電話(03)3866-3504(代)

FAX.(03)3866-3858

定価 450円(送料・消費税別)

年間購読料 5,400円(送料共・消費税別)

建材試験情報編集委員会

委員長

小西敏正(宇都宮大学教授)

委員

藏 真人(建材試験センター・理事)

齋藤元司(同・企画課長)

佐藤哲夫(同・業務課長)

榎本幸三(同・総務課長)

黒木勝一(同・物理グループ統括リーダー)

町田 清(同・試験管理室長)

新井幸雄(同・ISO管理課長)

鈴木澄江(同・無機グループ・技術主任)

事務局

高野美智子(同・企画課)

ご購入ご希望の方は、上記(株)工文社
までお問い合わせ下さい。

謹賀新年 平成13年

(社)全国建築コンクリートブロック工業会

会長 柳澤 要三郎

〒101-0032 東京都千代田区岩本町二一七-四
 (五味測ビル2階)
 TEL 三三五-一〇七六・三三五-一〇七七
 FAX 三三五-一〇七三

日本木片セメント板協会

理事長 吉田 哲郎

事務局
 東京都文京区水道2-16-11
 〒112-0005
 電話 03-3945-9048

会員会社

ドリゾール工業(株)
 三井木材工業(株)
 ニチハ(株)
 セキスイボード(株)
 大建工業(株)

社団法人

日本シャッター工業会

東京都千代田区九段北1-10-5 ☎(3288)1281

(五十音順)

小俣シャッター工業(株)	大和シャッター(株)
神村シャッター(株)	東工シャッター(株)
金剛産業(株)	東鋼シャッター(株)
三和シャッター工業(株)	東洋シャッター(株)
鈴木シャッター九州販売(株)	(株)日本シャッター製作所
鈴木シャッター工業(株)	日本文明シャッター(株)
総合エンジニアリング(株)	文化シャッター(株)

地球環境の保全と

高品質建築用仕上塗材の提供、

これが私達の21世紀のテーマです



日本建築仕上材工業会

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-7-1
 扇ビル

TEL 03 (3861) 3844 (代)
 支部：大阪 TEL 06 (6373) 0228
 名古屋 TEL 052 (202) 4711

謹賀新年 平成13年



ALC 協会
会長 鈴木基之

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町一―五
(ディアマントビル)
電話 (〇三) 五二五六―〇四三二

東日本セメント製品工業組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田二丁目十三番九号(共同ビル)
電話 (〇三) 三二五五―三二五一 (代表)

理事長 都築 進
副理事長 山田 欣一
副理事長 小澤 満三
副理事長 五十嵐 力男
副理事長 武井 昭
副理事長 西村 武夫

品質管理監査制度実施中

“良い生コン”は
組合員工場から

全国生コンクリート工業組合連合会
全国生コンクリート協同組合連合会

会長 常井 文男

〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-6-1
(協栄ビル4階)
電話 03 (3553) 7231 (代)

社団法人 石膏ボード工業会

会長 須藤 永一郎

東京都港区新橋3-3-14(田村町ビル5F)

☎105-0004 ☎03(3591)6774
FAX 03(3591)1567

直島吉野石膏株式会社
小名浜吉野石膏株式会社
新潟吉野石膏株式会社
多木建材株式会社
北海道吉野石膏株式会社
日産建材株式会社
日東石膏ボード株式会社
菱化吉野石膏株式会社
チヨダウーテ株式会社
新東洋石膏板株式会社
吉野石膏株式会社

謹賀新年

平成13年

鋼製下地の総合メーカー

株式会社染野製作所

代表取締役 染野悦彦

〒144-0051 東京支店 東京都大田区西蒲田七―六〇―一
 〒300-1200 本社・工場 茨城県牛久市猪子町六四八
 電話 〇三―三七三五―四八九一代
 電話 〇二九八―七二―三二五二代

全国木毛セメント板工業組合

理事長 三枝 輝壹郎
 副理事長 澤井 隆夫
 専務理事 堀 克彦

〒112-0005 東京都文京区水道二―十六―十一
 電話(〇三)三九四五―九〇四七代

日本パーティション工業会

東京都文京区小石川2-1-2 (11山京ビル)
 TEL・FAX (03) 3815-7832 番

理事長 塚本 幹 雄
 副理事長 志村 光 司
 (正会員 50音順)

(株) イ ト ー キ
 (株) 岡 村 製 作 所
 コ ク ヨ (株)
 コ マ ニ ー (株)
 小 松 ウ ォ ー ル 工 業 (株)
 三 協 アル ミ ニ ウ ム 工 業 (株)
 三 和 シ ャ ッ タ ー 工 業 (株)
 ナ カ 工 業 (株)
 (株) ニ チ ベ イ
 日 軽 ア ー バ ン ビ ル ド (株)
 日 本 ファ イ リ ン グ 建 材 (株)
 バ ン ポ ー 工 業 (株)
 文 化 シ ャ ッ タ ー (株)
 三 菱 樹 脂 (株)

建物の断熱に

押出法ポリスチレンフォーム板

押出発泡ポリスチレン工業会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一―一―十二虎ノ門ビル
 電話 (〇三) 三五九一―八五一―一

謹賀新年 平成13年

建設大臣認可 長期性能保証事業!!



全国マスチック事業協同組合連合会
会長 山岸 純一

〒150-0032 東京都渋谷区鶯谷町一九の二二 塗装会館
電話 〇三(三四九六)三八六一(代)
FAX 〇三(三四九六)六七四七
ホームページ <http://www.mastec.or.jp>
E-mail info@mastec.or.jp

- 北海道 マスチック事業協同組合
- 東北 マスチック事業協同組合
- 関東 マスチック事業協同組合
- 中部 マスチック事業協同組合
- 近畿 マスチック事業協同組合
- 中国・四国 マスチック事業協同組合
- 九州 マスチック事業協同組合

よりよい住まいは
プレハブ住宅から

社団法人 プレハブ建築協会

会長 奥井 功

〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目二番六号
東京倶楽部ビル
電話 〇三(三三五〇)二一九四五
FAX 〇三(三三五〇)二一九四五

ロックウール

耐火・断熱・防音・防露

ロックウール工業会

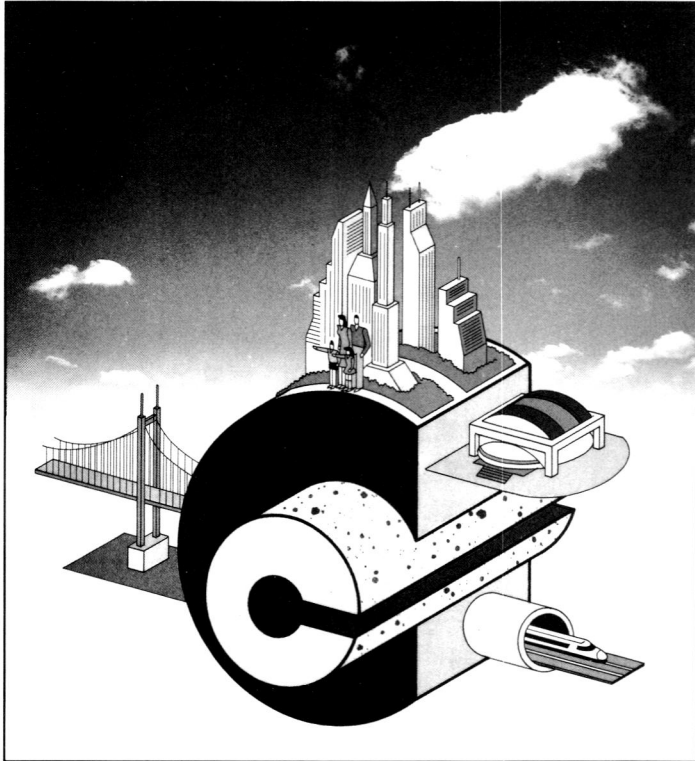
理事長 相良 敦彦

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-7-10
タンペイ日本橋ビル 6階
TEL 03-5202-1471

社団法人 建築業協会
会長 平島 治

〒104-0032 東京都中央区八丁堀二丁目五番一号
(東京建設会館八階)
電話 (〇三)三五五一一二一八(代)

謹賀新年 平成13年



自然のチカラと 人のワザの融合エネルギー。

先端技術を生かした快適で安全な街づくりをベースとして、さらに、心が満たされ、気がかりのない「安心」できる生活空間が求められています。その実現をめざし、自然の換気、自然光の導入、自然エネルギーの活用、木々や植物の採用など自然と共存する、斬新なコンセプトでコミュニティづくりを提案…それが、人と地球にやさしい環境を創造する奥村組のエネルギーです。

好きです、大地。たいせつに築きます、未来…

奥村組
OKUMURA CORPORATION

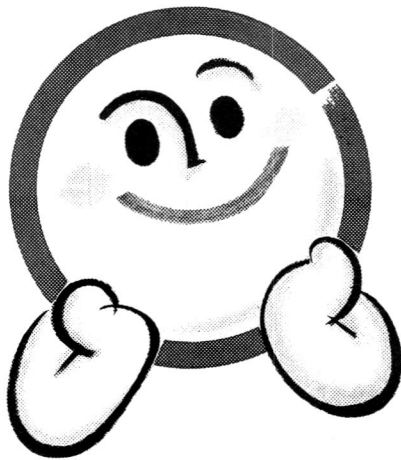
本社：大阪市阿倍野区松崎町2-2-2 TEL06(6621)1101
東京本社：東京都港区芝5-6-1 TEL03(3454)8111

地球のごとく、明日のごとく、

そして、あなたのごとく。

答えをいつも、

笑顔にしたいから。



鴻池組はじっくり考え、意欲的に行動しています。
鴻池組は地球に心地よい生活環境を提案し、
新しい技術開発を展開しています。
より安全で快適で自然と共存できる空間を
つくり、地球を笑顔でいっぱいになりたいと
考えています。



鴻池組

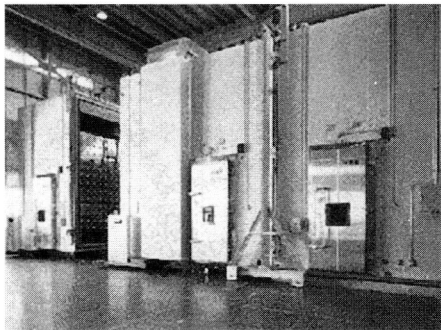
KONOIKE CONSTRUCTION CO.,LTD.

URL <http://www.konoike.co.jp/>

謹賀新年 平成13年

各種建築材料の断熱性能・環境変化への対応性能試験に！

環境・断熱試験装置



装置の特徴

- ・省力化
運転・計測・報告書作成を自動化
- ・計測データの信頼性
- ・自然環境を再現
気温・湿度・日射・雨量

実施可能試験

- ・熱貫流試験 (ISO/CD・JIS・BLに準拠)
- ・結露試験 (JIS)
- ・その他 (気象環境の再現試験)

—各種試験装置のパイオニア— **本田工業株式会社**

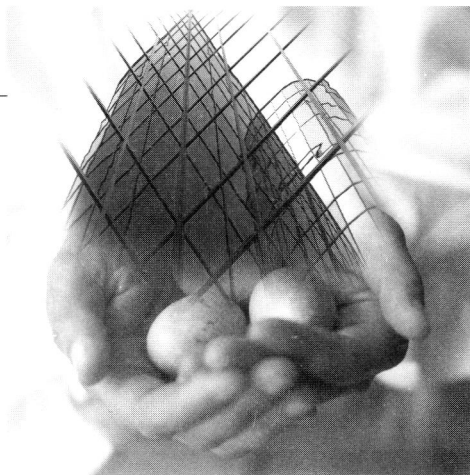
開発部

〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目8番15号

HONDA DYNAMICS

TEL : (06)6372-0372 FAX : (06)6372-0375

私たちが、あたたためてきたもの。
それは、確かな技術力と
大きな信頼。



トビシマが蓄積してきた技術とノウハウ。
その実績は、大きな信頼として実を結んでいます。
大地震に備えた耐震・免震・制振技術、
自然環境保全のための緑化工法など、
たゆまない研究開発により
これからも都市環境づくりに大きく貢献していきます。

確かな建設を続けて117年。

飛鳥建設株式会社

本社：東京都千代田区三番町2番地 〒102-8332 TEL 03(5214)8200

[URL] <http://www.tobishima.co.jp/>

謹賀新年 平成13年

“品質はまかせて下さいこのマーク”

PCマークは、厳しい検査基準をパスした生コンクリートだけにつけられる信頼のマークです。安心してお使いいただける良質で均一な生コンクリートは、**PC**マークのある生コンクリート工業組合加盟工場にご用命ください。

全国生コンクリート工業組合連合会関東一区地区本部

本部長 田森久雄

関東中央技術センター・共同試験場

〒273-8503 船橋市浜町2-16-1 電話047-431-9211

東京都生コンクリート工業組合

理事長 田森久雄

〒273-8503 船橋市浜町二一六〇一
電話 ○四七四三二一九二二

神奈川県生コンクリート工業組合

理事長 尾崎孝雄

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡一〇二
電話 ○四五三二一五〇二五

埼玉県生コンクリート工業組合

理事長 鈴木昭英

〒336-0017 浦和市南浦和二一七〇一
生コン会館
電話 ○四八八八二七九九三

千葉県生コンクリート工業組合

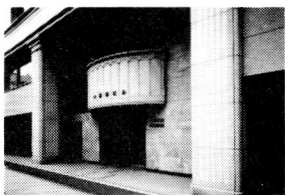
理事長 小原隆三郎

〒260-0024 千葉市中央区中央港一八八一三
椿森ビル
電話 ○四三二二四八八八一五

内装の SYSTEM INTEGRATOR
PANEKYO

Pの創造力。

PROFESSIONAL ASSOCIATION PANEKYO



「パネ協——日本住宅パネル工業協同組合」は、1962年の設立以来30年、内装システム等多くの品目が優良住宅部品(BL部品)に指定されるなど、内装の高度化、合理化、省力化、トータル化に数々の具体的成果をあげてきました。パネ協は、これからも内装のトータル・システム・インテグレーターとして、国の住宅政策を支えていきます。

パネ協
日本住宅パネル工業協同組合

本所/〒113-0021 東京都文京区本駒込6-15-7 ☎03-3945-2311 (大代)

業務内容 ●内装の企画、設計、研究開発、試作実験
●内装部品の生産、施工、アフターメンテナンス

謹賀新年 平成13年

社団法人 日本しろあり対策協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目12番12号 オスカカテリーナ4F

電話 03(3354)9891(代)

会 長 高 橋 旨 象
 副 会 長 伏 木 清 行
 " 井 上 周 平
 " 屋 我 嗣 良
 " 岩 川 徹
 常務理事 兵 間 徳 明

〔支 部〕

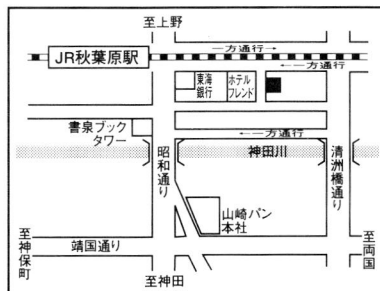
- 東北
北海道 支部 〒980-0915 仙台市青葉区通町1-6-9 電話 022-273-1524
宮城県公衆衛生センター内
- 関東支部 〒160-0022 新宿区新宿1-2-5 岡野屋第2ビル 電話 03-3341-7825
- 中部支部 〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル 電話 052-242-0511
(財)愛知県建築住宅センター内
- 関西支部 〒550-0005 大阪市西区西本町1-13-38 新興産ビル 電話 06-6538-2167
- 中国支部 〒734-0022 広島市南区東雲3-4-10 電話 082-282-4288
- 四国支部 〒770-8064 徳島市城南町2-3-41 電話 0886-22-2478
- 九州支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-14-18 電話 092-475-6091
福岡建設会館6F(社)福岡県建築士会内
- 沖縄支部 〒903-0812 那覇市首里当蔵町2-15-24 電話 098-884-6055

トータルシステムの 印刷会社です

MAC・入出力サービス
 企画／編集／デザイン
 オフセット印刷／各種製本

株式会社 日経通信社

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-37
 轟ビル2F
 TEL 03-3866-2581(代) FAX 03-3866-7672



刊行物案内

お申し込みは、(株)工文社
電話 03-3866-3504
FAX 03-3866-3858 まで

*表示価格はすべて税抜価格です。弊社刊行物は全て直接販売のため、書籍郵送料が別途かかりますのでご了承ください。

月刊建築仕上技術

建築材料と工法を結ぶ我が国唯一の総合仕上技術誌

B5判
約150頁
定価1,000円
年間購読料12,000円



月刊建材フォーラム

仕上業者のための商品・経営情報誌

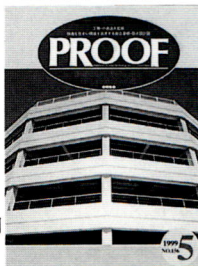
A4変型判
約180頁
定価800円
年間購読料9,600円



工博・小池迪夫監修 月刊PROOF

防水設計・材料・施工を多角的に解説するユニークな防水情報誌

A4変型判
約120頁
定価800円
年間購読料9,600円



建築仕上年鑑

わが国唯一の仕上材料事典。企業800社、180団体、材料7,000銘柄を一挙掲載。

B5判
約600頁
定価12,000円



工博・小池迪夫監修 建築防水設計カタログ

防水材料の「探す」「選ぶ」をお手伝い。防水材料2,000銘柄を種別に網羅。

A4変型判
426頁
定価5,000円



左官総覧

伝統的な左官工法・最新技術、業界への提言、豊富な商品・企業情報、業界動向を網羅した左官情報の決定版。

B5判
約400頁
定価7,000円



建築仕上材ガイドブック

日本建築仕上材工業会 編
新JIS対応。仕上材、左官材、補修材など全50種の材料をわかりやすく解説。

A4判
270頁
定価3,500円



塗り床ハンドブック

(平成12年改訂)

日本塗り床工業会 編・著

理論から施工、維持管理まで、塗り床のすべてをこの一冊に凝縮。

監修・渡辺敬三
小野英哲

A5判
232頁
定価3,500円

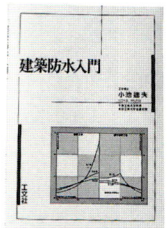


建築防水入門

工博・小池迪夫(千葉工業大学教授) 著

入門者からエキスパートまで。在来防水工法から新しい防水工法まで詳細解説。

A5判
126頁
定価2,000円



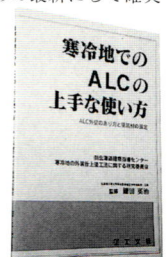
寒冷地での ALCの上手な使い方

財北海道建築指導センター 編・著

凍害からALCを守るための最新にして確実な提案。

監修・鎌田英治

B5判
63頁
定価1,500円



現代日本建築家名鑑

我が国の現代を代表する建築家約1,500名の個人情報を満載(顔写真つき)

A4判
650頁
定価5,000円



熱伝導率測定装置

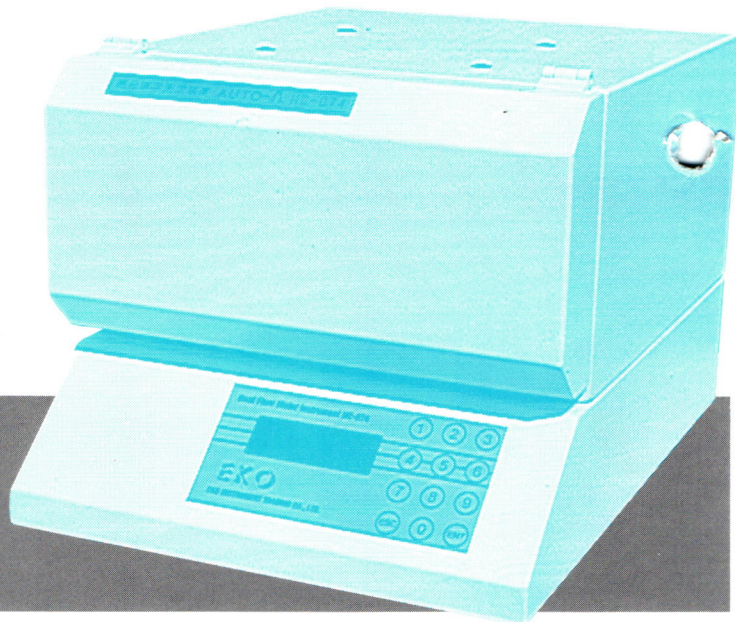
AUTO-A HC-074

■ISO 9001を取得

当社はISO 9001に準じた品質管理システムを実施し、品質・サービスの向上に努めていきます。

■測定効率を大幅にアップ!

作業時間の短縮、パーソナルエラーの解消など、測定作業の省力化を強力に支援します。



測定方式：熱流計法
JIS-A-1412
ASTM-C518
ISO-8301に準拠

特徴

1.高性能

高感度熱流センサーと特殊2段階PIDにより非常に早い応答と、0.01℃の温度制御精度を達成。その結果、繰り返し精度0.2%、再現性0.5%、総合精度で1.0%を実現。(ポリスチレンフォームの場合)

2.Windows対応のオペレーションシステム

測定温度は最高9点まで同時に設定でき、平衡条件を達成次第、自動的にデータが保存され、順次温度を変更しながら計測していきます。

3.2モード対応のキャリブレーション

キャリブレーションはNISTの標準版による校正値と、ユーザーが希望する標準版に合わせた校正値を登録できます。

4.10機種を用意

試料サイズ、200、300、610、760に対応でき、測定サンプル・測定目的に応じて、10機種を用意しました。

測定対象

- ウレタンフォーム、スチレンフォーム
- ロックウール、ケイ酸カルシウム
- プラスチック、ゴム
- シリカ、etc

仕様 (HC-074-200)

- 測定方式：熱流計法
(JIS-A1412, ASTM-C518, ISO-8301準拠)
- 測定範囲：熱伝導率0.005~0.8W/mk
(ただし、熱コンダクタンス12W/m²k以下のこと)
温度-20~+95℃
(プレート温度、循環水の温度に依存)
- 精度：1.0%
- 温度制御：PID制御 精度0.01℃
- 試料寸法：200×200×10~50mm
- 厚さ測定：位置センサーによる分解能0.025mm
- 電源：100Vまたは200V、50/60Hz
- 標準試料：発砲ポリスチレンフォーム

EKO 英弘精機株式会社

■ホームページ <http://www.eko.co.jp> ■

本社 / 〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-1-6 (笹塚センタービル)
大阪営業所 / 〒540-0038 大阪市中央区内淡路町3-1-14 (メディカルビル)

Tel.03-5352-2911
Tel.06-943-7588

Fax:03-5352-2917
Fax:06-943-7286